



第3期

御杖村 子ども・子育て 支援事業計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

令和7年3月
御杖村

ごあいさつ

本村では、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重される村を目指し、平成27年に「御杖村子ども・子育て支援事業計画（第1期）」、令和2年に「第2期御杖村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育て施策を進めてまいりました。また、第四次御杖村長期総合計画では、基本目標である「育成の杖」で“ひと”の縁を育む」において、施策分野の1つとして「子育てにやさしいむらづくり」を掲げ、むらの目指す姿を、切れ目のない子育て支援の充実や子育て世帯の経済的負担の軽減などにより、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備が進み、地域に見守られながら保護者とこどもが笑顔で暮らすことができるむらとしています。



この度、これまでの取組を検証し、国の方針や課題も踏まえ、新たに第3期の計画を策定いたしました。本計画は、「すべてのこどもの幸せのために、すべてのこどもが健やかで心豊かに暮らせるむらの実現」を基本理念としています。ここでは、次代を担うこどもたちの最善の利益を保障しながら、心も身体も健やかに成長できる社会の実現を図ることを目指しています。

今後も、こどもたちの笑顔であふれるまちを目指し、家庭、保育所、学校、各種団体、地域の皆様と連携を図りながら、こども・子育て支援を村全体の取り組みとして進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、「御杖村子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、計画策定のための各種アンケート調査等にご協力いただきました村民の皆様、並びにご意見等をお寄せいただきました皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

今後とも村民の皆様には、御杖村の子育て支援施策の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

御杖村長 伊藤 収宣

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 「こども大綱」について	3
3. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について	4
4. 児童福祉法等の改正について	5
5. 次世代育成支援対策推進法に係る計画策定指針の改正について	5
6. 計画の位置付け	6
7. 計画期間	6
8. 計画の対象	6
9. 計画の策定体制	6
第2章 こども・子育てを取り巻く状況	7
1. 村の人口の推移と割合	7
2. 人口構造	8
3. 出生の状況	9
4. 自然増減と社会増減	10
5. 婚姻の状況	11
6. こどものいる世帯の状況	12
7. 女性の就労状況	14
8. 村の人口予測	15
9. こどもの人口推計	16
第3章 教育・保育事業及び各サービス等の状況	18
1. 幼児教育・保育施設の状況	18
2. 小・中学校の状況	20
3. 各種助成の状況	21
第4章 調査結果について	22
1. 住民調査結果	22
2. 子ども・子育て会議委員向け調査結果	36
3. 現状・課題のまとめ	40
第5章 第2期計画の総括	42
1. 幼児教育・保育	42
2. 地域子ども・子育て支援事業	43
3. 第2期計画の施策の評価	48
4. 計画策定に向けた視点	51
第6章 基本理念と施策体系	53
1. 基本理念	53
2. 基本目標	54

3. 施策の体系	56
第7章 施策の展開	57
基本目標1 安心して子どもを生み、育てられる環境づくり	57
基本目標2 豊かな子どもを育む教育・保育の環境づくり	63
基本目標3 地域の力で子ども・子育てを支える環境づくり	68
第8章 量の見込みと確保方策	70
第9章 資料編	81
1. 御杖村子ども・子育て会議設置条例	81
2. 子ども・子育て会議委員名簿	82
3. 用語の解説	83
4. 計画策定の経緯	85

本文中に（※）のある用語については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

第1章 はじめに

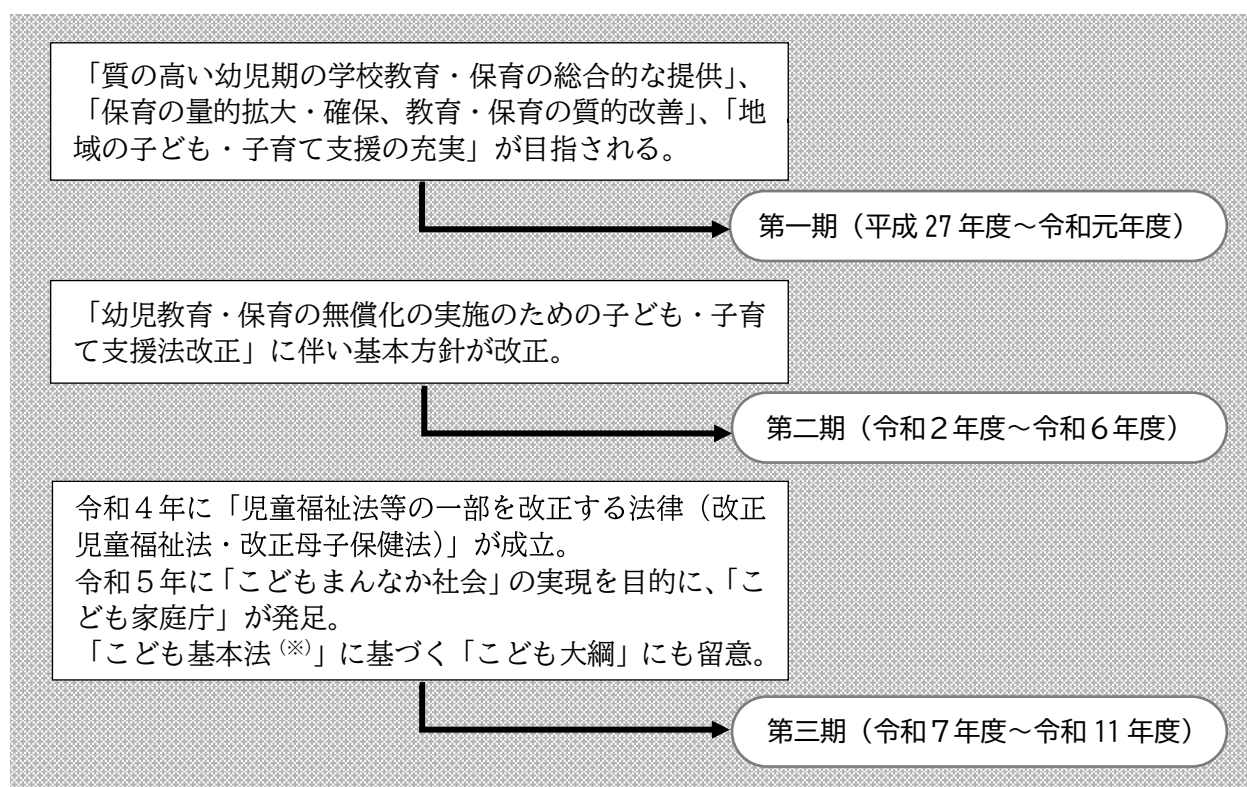
1. 計画策定の趣旨

少子化対策や子ども・子育て施策に関する近年の国の動向を振り返ると、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その中で次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念が定められました。また、同年には「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

平成27年には、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法^(※)」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。そして、量と質の両面から子育てを社会全体で支えることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を推進するため、平成27年度から法定計画として、全国の都道府県及び市町村において「子ども・子育て支援事業計画」が策定されています。

「子ども・子育て支援事業計画」の主な目的は、5年間の計画期間において、幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前の子どもが利用する「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みと、供給体制の確保の内容及び実施時期を定めることです。このため、各自治体においては、基礎調査や地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえ、実態に即した方法によるニーズ把握と見込量の設定を行うことが期待されています。

◆「子ども・子育て支援事業計画」のこれまでの流れ◆



《近年のこども・若者をめぐる動き》

年	近年の主な動き
平成15（2003）年	次世代育成支援対策推進法の公布（7月16日） 少子化社会対策基本法の公布（7月30日） 少子化社会対策基本法の施行（9月1日）
平成16（2004）年	「子ども・子育て応援プラン」の策定（12月24日） （少子化社会対策大綱の具体的実施計画）
平成17（2005）年	次世代育成支援対策推進法の施行（4月1日） （令和6年通常国会に提出された改正法案が可決・成立し、令和17年3月まで延長。）
平成22（2010）年	子ども・若者育成支援推進法の施行（4月1日）
平成24（2012）年	子ども・子育て関連三法の公布（8月22日）
平成26（2014）年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行（1月17日） 子供の貧困対策に関する大綱の閣議決定（8月29日）
平成27（2015）年	子ども・子育て関連三法の施行（4月1日） 子ども・子育て支援新制度の施行（4月1日）
平成28（2016）年	改正子ども・子育て支援法の施行（4月1日）
平成29（2017）年	「子育て安心プラン」の公表（6月2日）
令和2（2020）年	第4次少子化社会対策大綱の閣議決定（5月29日） 新子育て安心プランの公表（12月21日）
令和3（2021）年	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～の閣議決定（12月21日）
令和4（2022）年	こども基本法の公布（6月22日）
令和5（2023）年	こども基本法の施行（4月1日） 改正子ども・子育て支援法の施行（4月1日） 改正子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行（4月1日） こども家庭庁設置法の施行（4月1日） 改正子ども・若者育成支援推進法の施行（4月1日） こども大綱の閣議決定（12月22日）
令和6（2024）年	改正児童福祉法の施行（4月1日） 改正子ども・子育て支援法の公布（6月12日） こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の施行（9月25日）
令和8年（2026）	改正子ども・子育て支援法の施行（10月1日）

2. 「こども大綱」について

令和3年12月、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会のまんなかに据えるとして（「こどもまんなか社会」）、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することとされました。

令和4年6月、「こども基本法」が成立・公布、令和5年4月1日に施行され、同日、こども家庭庁が発足されました。そして、令和5年12月、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、6つの基本的な方針を掲げて、こどもに対するライフステージ^(※)別の支援や子育て当事者への支援、こども施策の基盤整備等を進める旨が示されています。

◆「こどもまんなか社会」とは◆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

◆「こども大綱」の基本的な方針◆

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）^(※)の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針は、「子ども・子育て支援事業計画」において、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに計画の記載事項等を定め、それにより教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他の法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的としています。

第三期の「子ども・子育て支援事業計画」策定に伴う基本指針の主な改正点は以下のようになっています。

■主な改正点

○妊婦等包括相談支援事業について

新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定するとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。

○児童発達支援センター等に関する事項について

障がい児支援の体制を整備するに当たり関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン（※））を推進すること、地域の関係機関と連携し強度行動障害や高次脳機能障害を有する児への支援体制の整備を行うことを規定する。また、市町村がこども・子育て支援を行うに当たり開催する連携会議の構成員に子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加える。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置付け等を行う。

○経営情報の継続的な見える化について

教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等の経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置付け等を行う。

○産後ケア事業について

新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

4. 児童福祉法等の改正について

国においてこれまで児童虐待防止や各種の地域子ども・子育て支援事業が推進されてきましたが、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和6年4月1日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。本計画策定に関わる主な改正内容は以下のようになっています。

■主な改正内容

- ◎要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加
- ◎市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化
- ◎こども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等
- ◎地域子ども・子育て支援事業に新たに創設された①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業にかかる量の見込みと確保方策の設定

5. 次世代育成支援対策推進法に係る計画策定指針の改正について

次世代育成支援対策推進法は急速な少子化の進行等にかんがみ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けて定められました。平成17年4月に施行、令和7年3月までの時限法でしたが、令和6年通常国会に提出された改正法案が可決・成立し、令和17年3月まで延長されました。

■主な改正点

- ◎「男性の育休取得率や勤務時間に関する数値目標の設定」及び「PDCAサイクルの実施」を義務付け
- ◎次世代育成支援行動計画の内容について、こども計画策定の際に勘案されるこども大綱の記述と重なる部分が多く、各自治体がこども計画との一体策定する際に、無用の混乱を招く可能性があることから、こども基本法の基本理念やこども大綱の基本的方針を踏まえた記載に修正

6. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援行動計画については、すべてのこどもと子育て家庭を対象として、御杖村が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

さらに、本計画は、様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるため、村の上位計画である「第四次御杖村長期総合計画」との整合を図り策定しています。

7. 計画期間

計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間とします。ただし、国や県の動向等により見直しが必要となった場合は、計画期間中であっても子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 2 期子ども・子育て支援事業計画 令和 2（2020）～令和 6（2024）年					第 3 期子ども・子育て支援事業計画 令和 7（2025）～令和 11（2029）年				

8. 計画の対象

本計画における「こども」とは、乳幼児からおおむね 18 歳までの児童生徒とし、村内のすべてのこどもと子育て家庭を対象とします。

なお、本計画における「こども（子ども）」の表現については、法令や固有名詞については「子ども」と表現し、それ以外については「こども」と表現しています。

9. 計画の策定体制

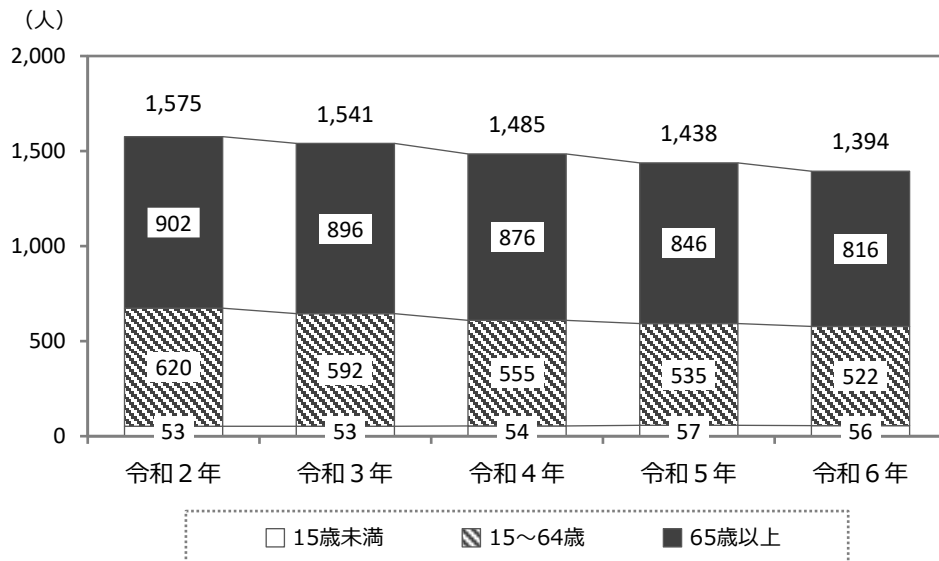
本計画策定に当たっては、村長が委嘱するこどもの保護者やこども・子育て支援に関する学識経験者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者、各団体の関係者及びその他村長が適当と認める者で組織し、「御杖村子ども・子育て支援事業計画」策定に関し、必要な調整及び審議を行いました。また、村民こども・子育てに関するアンケート調査を実施し、本計画に反映しました。

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

1. 村の人口の推移と割合

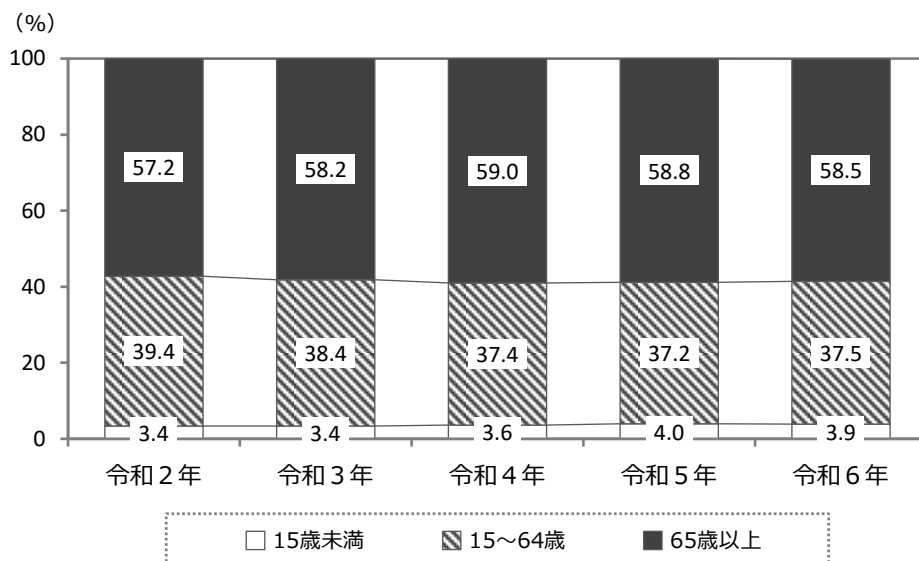
令和6年4月1日現在、村の総人口は1,394人です。近年、老年人口（65歳以上）もピークアウトして減少で推移しています。年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）のそれぞれの割合について、近年大きな変化はありませんが、年少人口（15歳未満）の割合は4%弱と少ない状況となっています。

◆総人口及び三区分別人口の推移◆



資料：令和2年～令和5年は住民基本台帳（4月1日現在）
令和6年は住民基本台帳（5月1日現在）

◆三区分別人口割合の推移◆

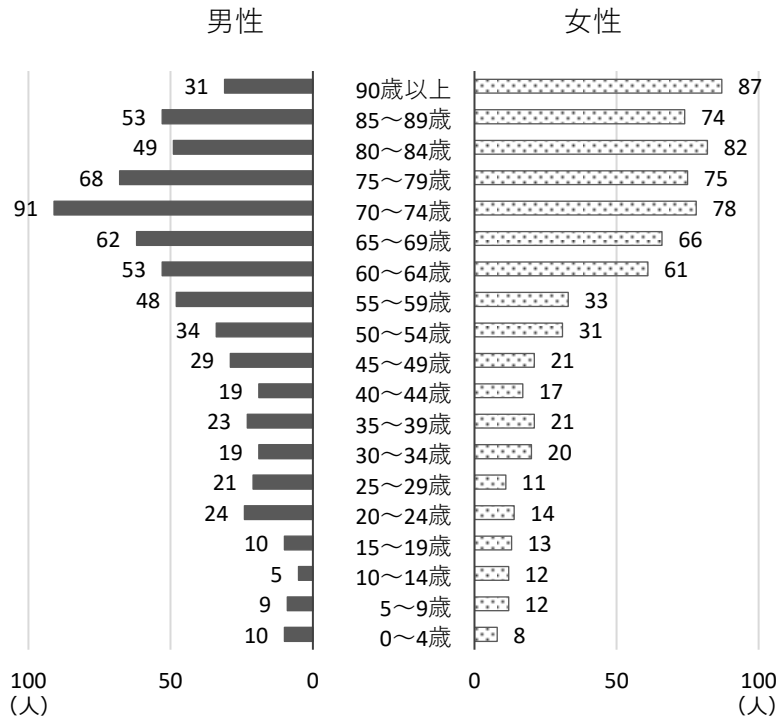


資料：令和2年～令和5年は住民基本台帳（4月1日現在）
令和6年は住民基本台帳（5月1日現在）

2. 人口構造

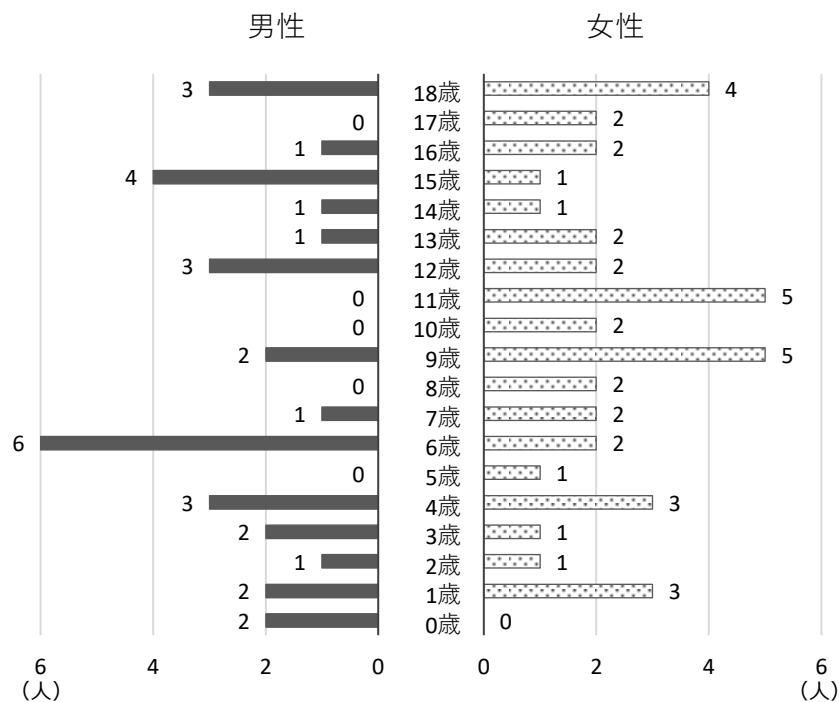
全体では、男女とも老年人口に偏った人口構成となっており、子を生み育てられる世代（主に 25～49 歳）は合計 201 人、15 歳未満のこどもは合計 56 人という状況にあります。

◆人口ピラミッド（5 歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（令和 6 年 5 月 1 日時点）

◆人口ピラミッド（18 歳以下の 1 歳階級別）◆



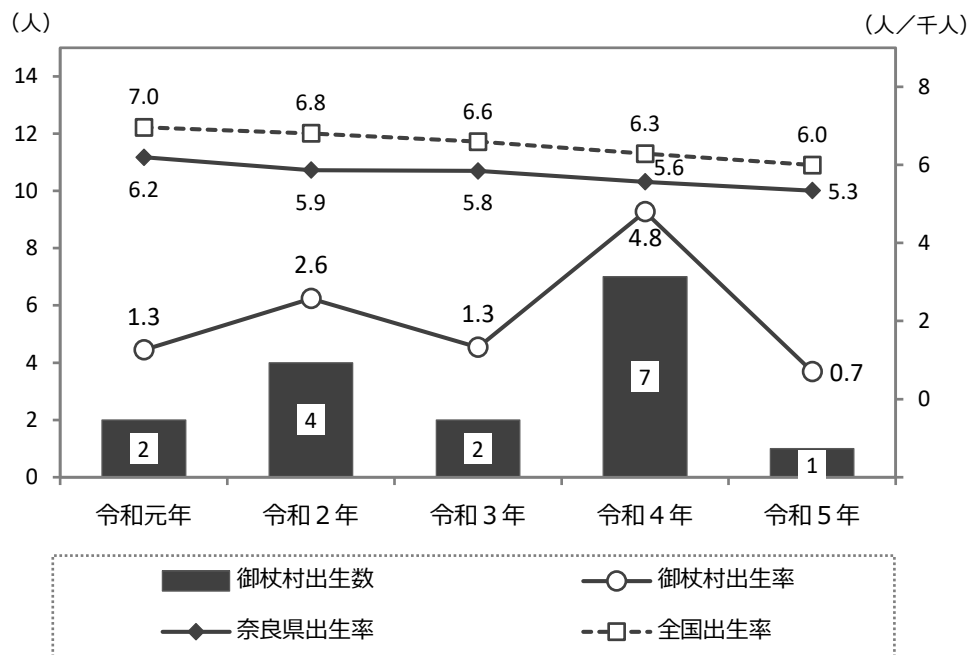
資料：住民基本台帳（令和 6 年 5 月 1 日時点）

3. 出生の状況

出生数は年により増減が見られますが、令和5年は1人となっています。また、出生率は全国及び県と比べて低い水準で推移しています。

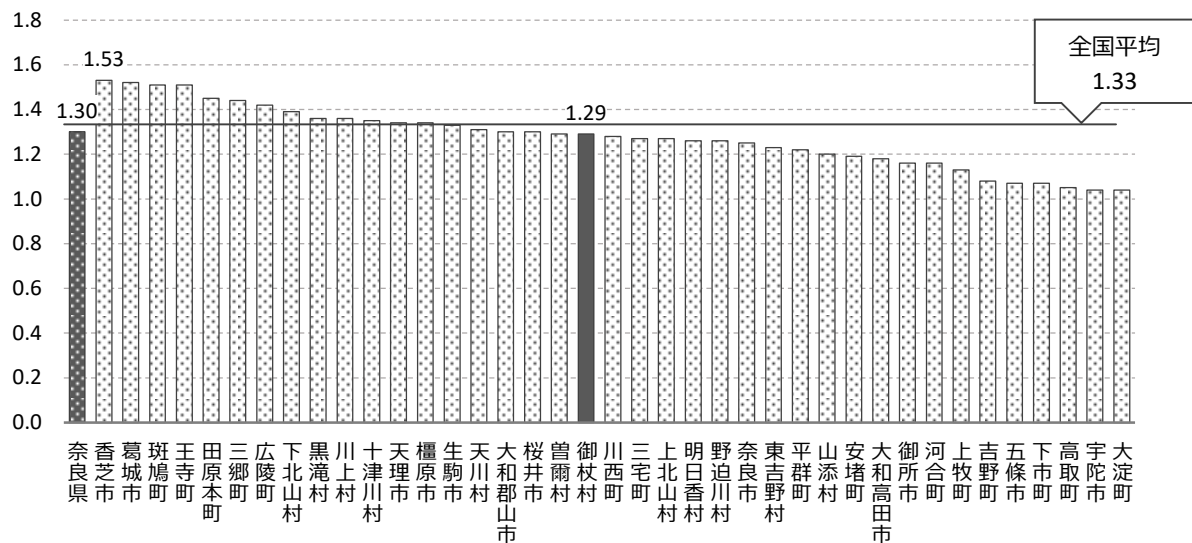
平成30～令和4年の合計特殊出生率を見ると、御杖村は全国及び県と比べてやや低く、1.29となっています。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率（県内市村比較）◆

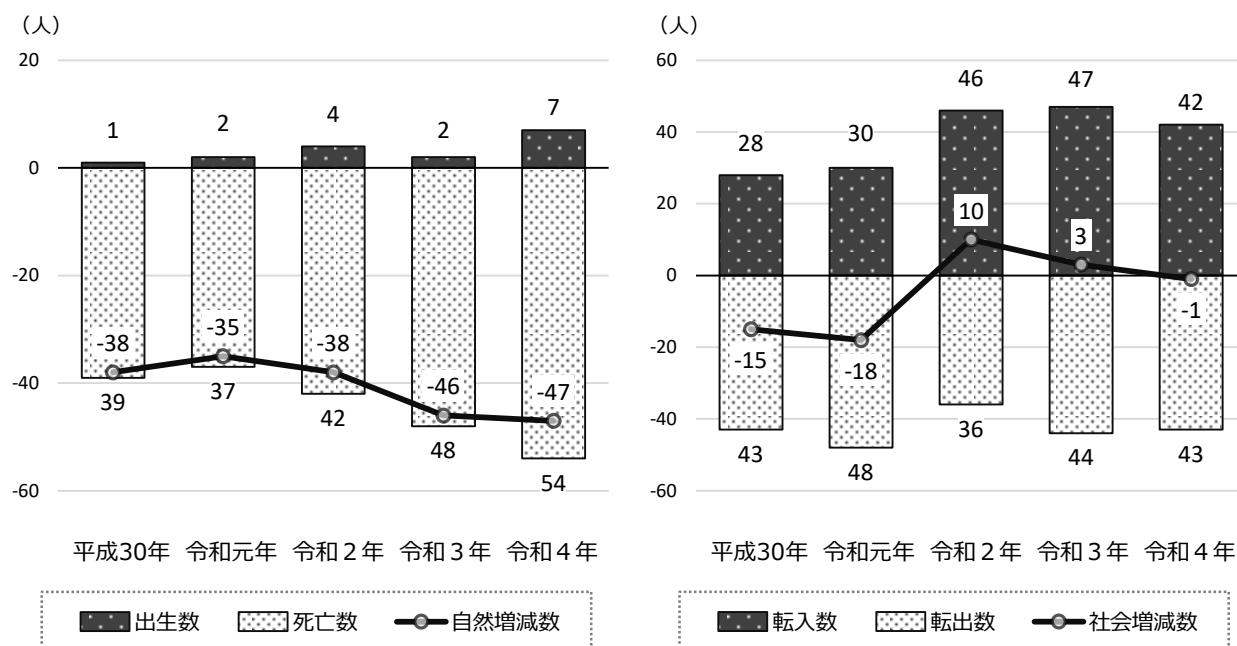


資料：人口動態統計特殊報告（平成30年～令和4年）

4. 自然増減と社会増減

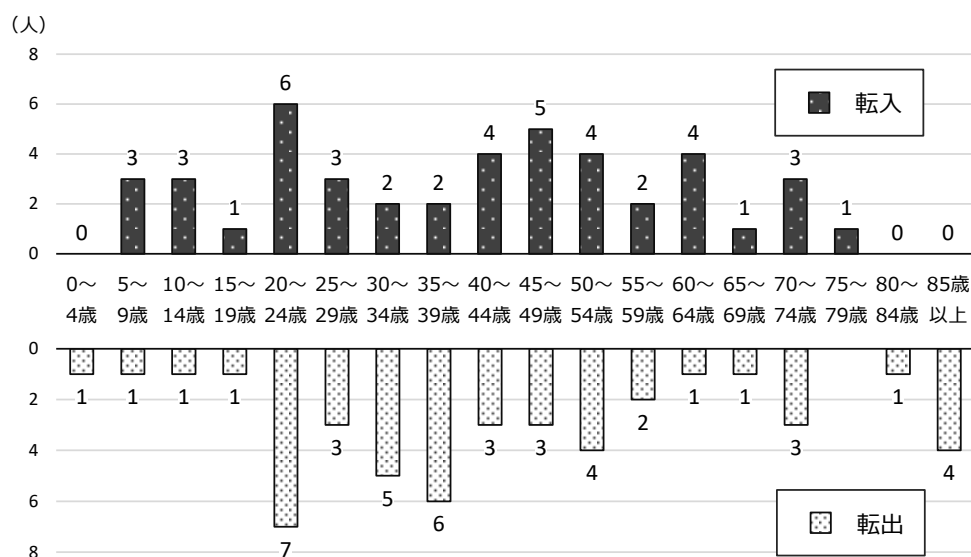
自然増減（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、その要因として出生数の減少と高齢化による死亡数の増加が考えられます。社会増減（転出数と転入数の差）は年により増減が見られます。参考までに、令和5年の1年間について5歳階級別の転入・転出の状況を見ると、5～14歳、40～49歳、60～64歳、75～79歳は転入超過、0～4歳、20～24歳、30～39歳、80歳以上は転出超過となっています。

◆自然増減と社会増減の推移◆



資料：住民基本台帳及び住民基本台帳人口移動報告

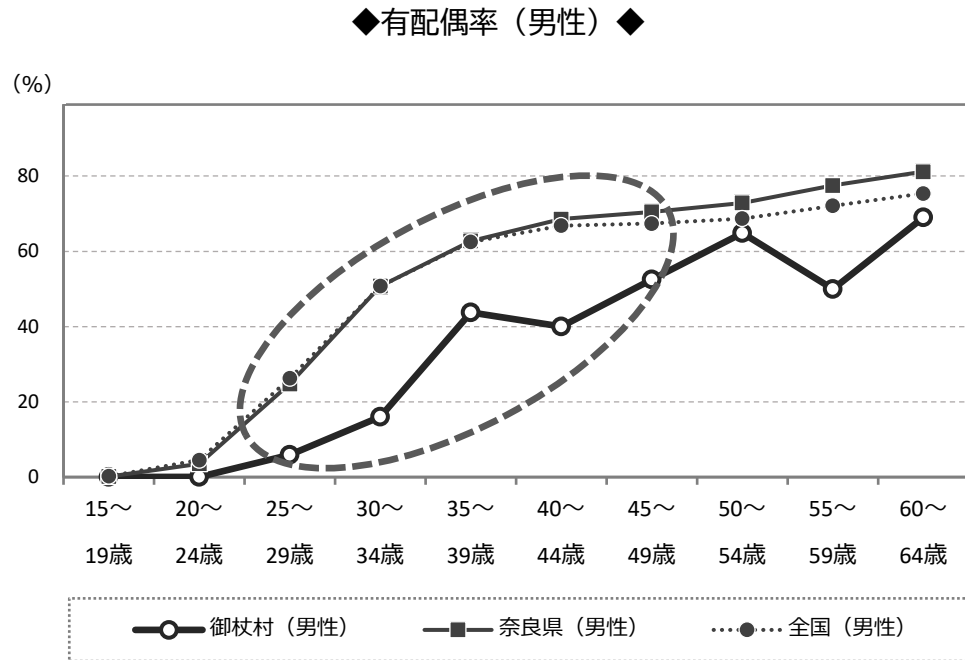
◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆



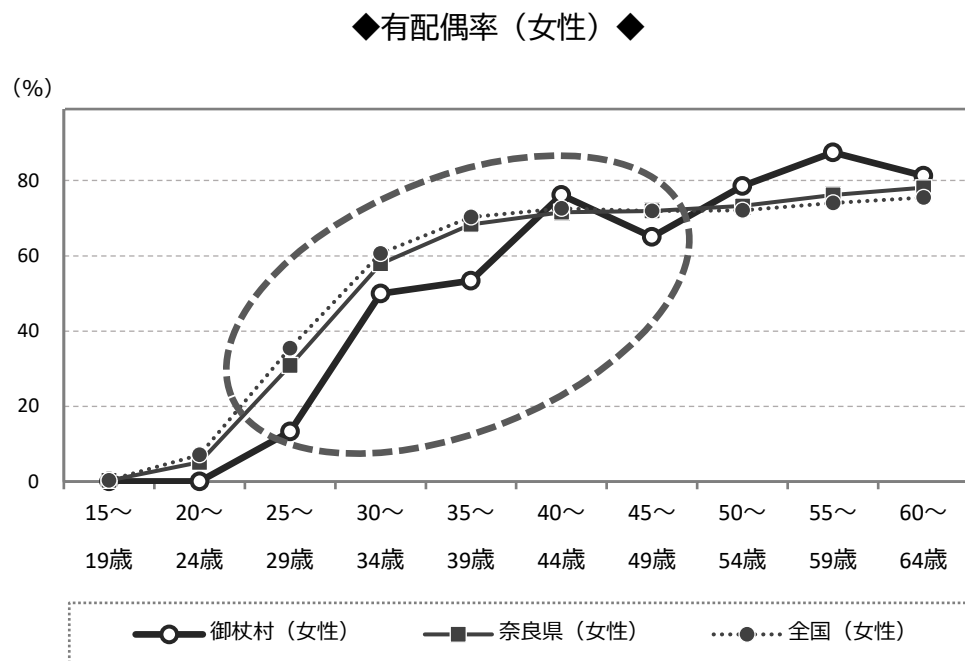
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

5. 婚姻の状況

婚姻の状況を示す有配偶率について、子を生み育てられる世代（主に 25～49 歳）で見ると、全国及び県と比べて、男性は大幅に下回っており、女性は 40～44 歳はやや高くなって、いるほかは低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

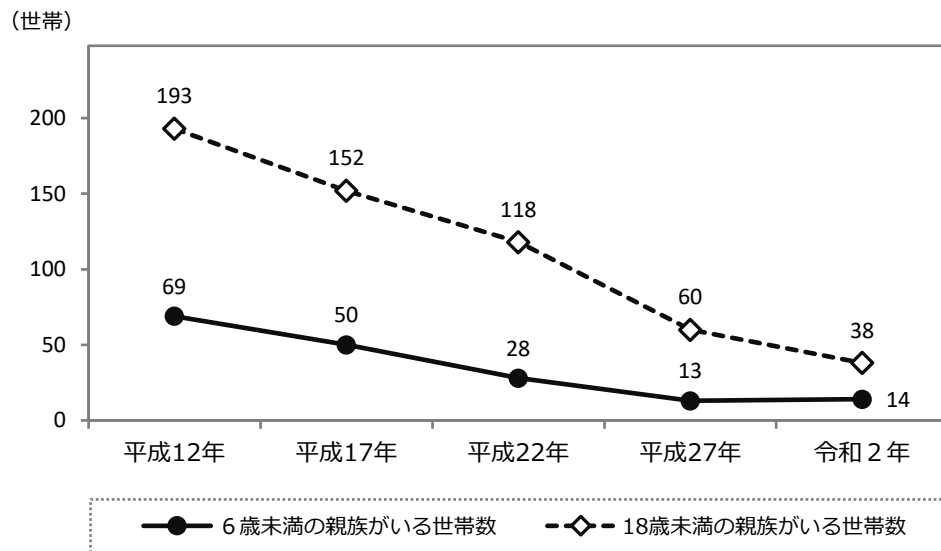


資料：国勢調査（令和2年）

6. こどものいる世帯の状況

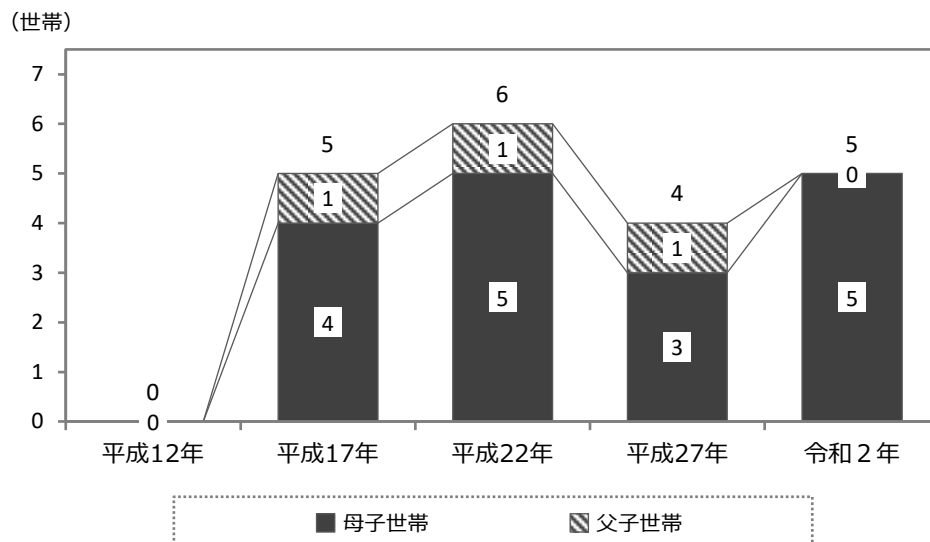
こどものいる世帯数は、減少傾向で推移しています。また、ひとり親世帯数は、令和2年時点で5世帯となっています。

◆こどものいる世帯数◆



資料：国勢調査

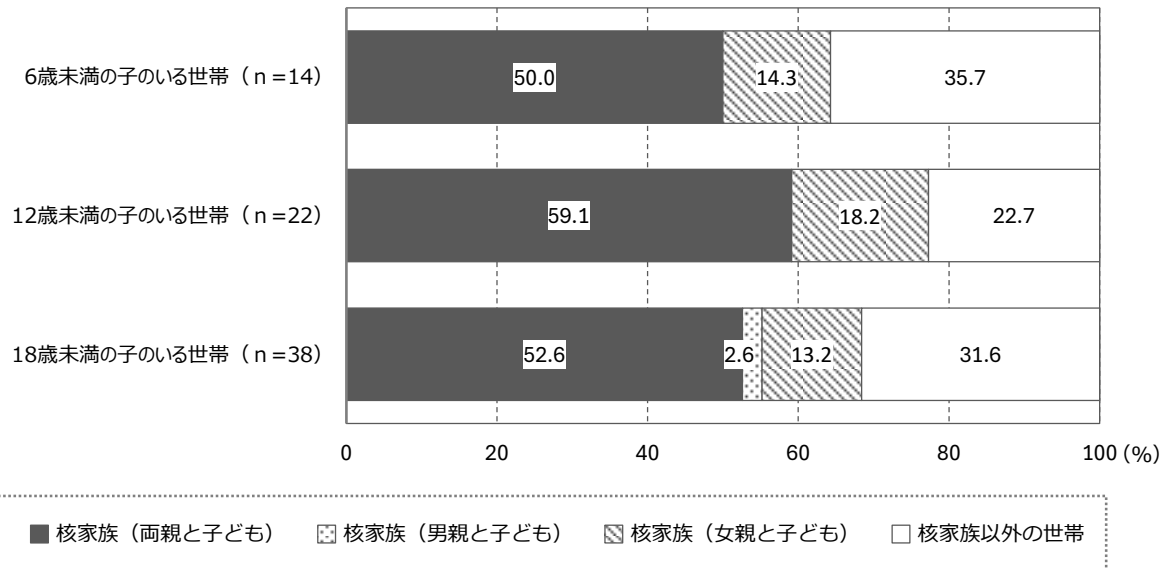
◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

令和2年のこどものいる世帯の家族形態を見ると、「核家族^(※)以外の世帯」の割合は3割程度で、核家族の形態が多くなっています。

◆こどものいる世帯の家族形態◆

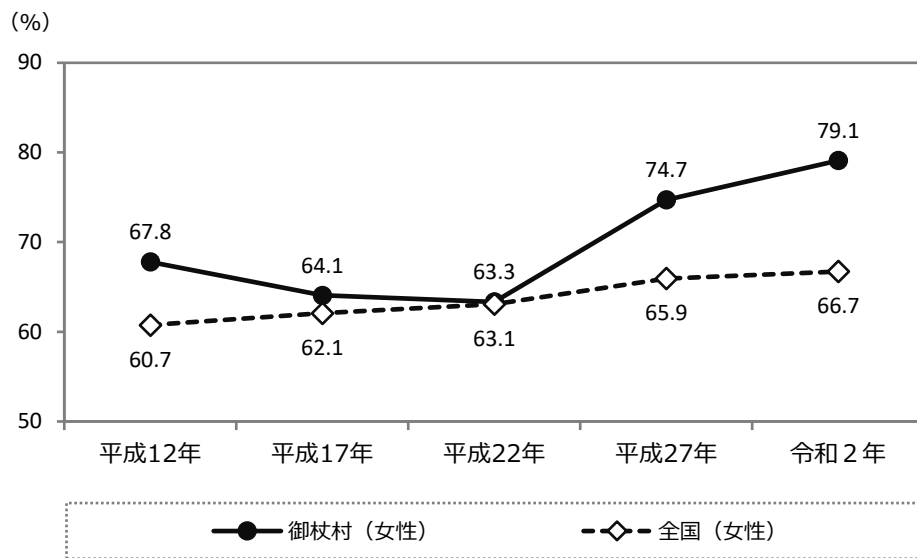


資料：国勢調査（令和2年）

7. 女性の就労状況

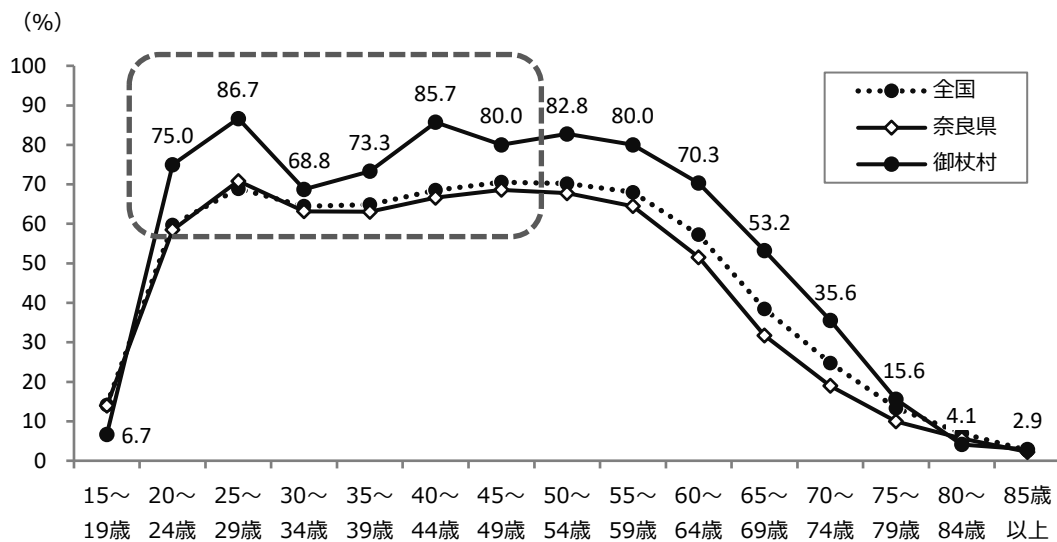
子育て世代（25～44 歳）の女性就業率を見ると、全国平均を超えて推移しています。また、令和2年の女性就業率を5歳階級別に見ると、全国及び県と比較して、女性の就業率はほとんどの年齢層で高くなっています。ただし、30歳代では、出産や育児に伴う離職等により就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」がうかがえます。

◆就業率（女性：25～44 歳）◆



資料：国勢調査

◆就業率（女性：5歳階級別）◆

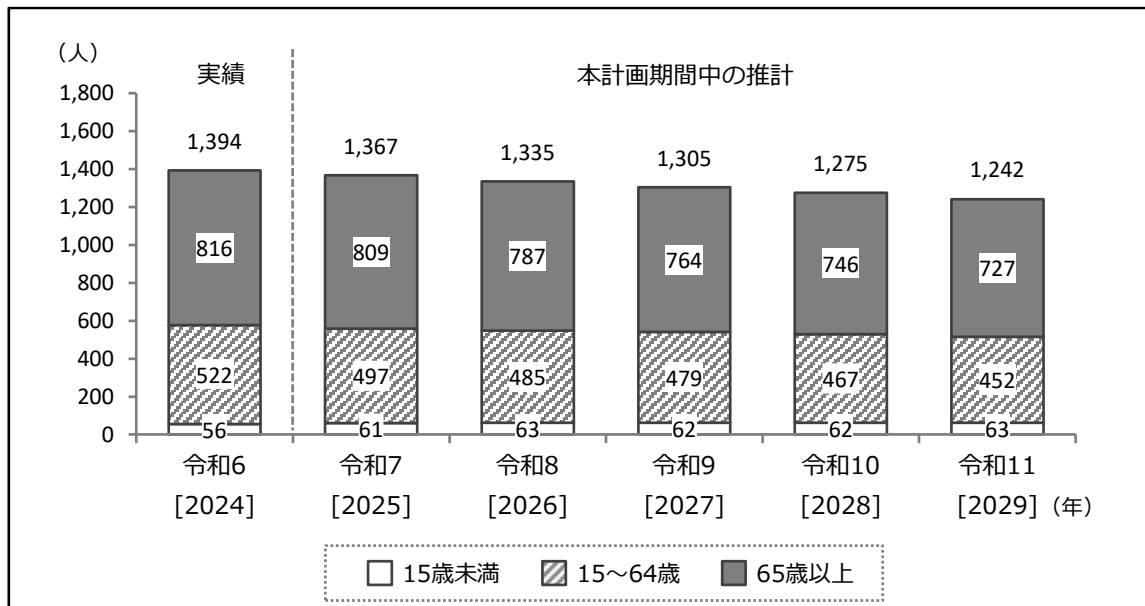


資料：国勢調査（令和2年）

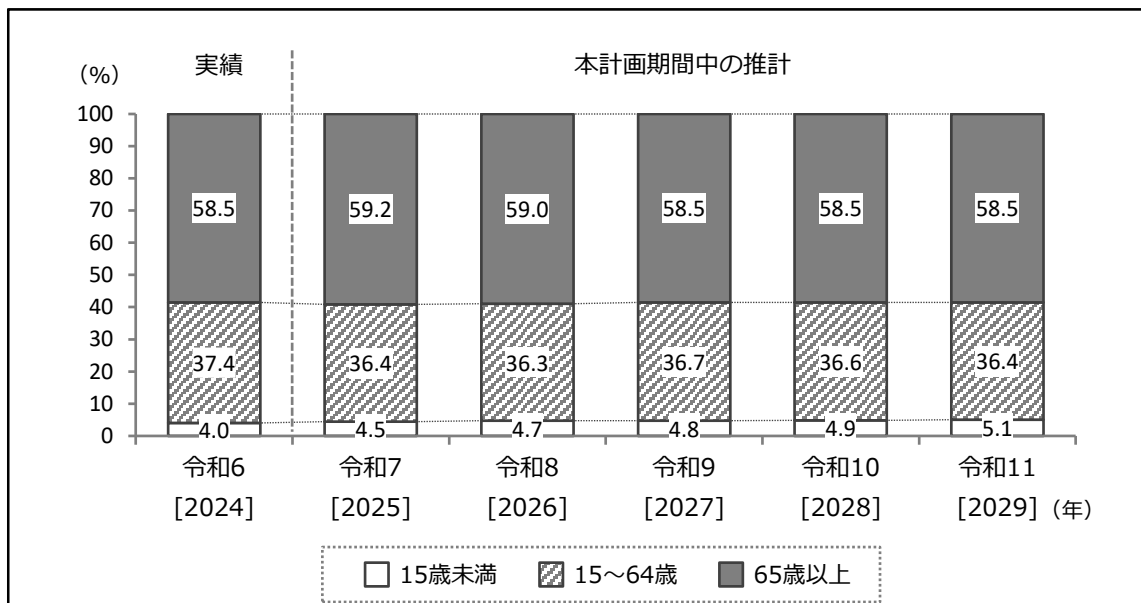
8. 村の人口予測

本計画策定のために人口推計を実施しました。その結果、総人口は今後減少で推移すると予測されています。ただし、その内訳を見ると、老年人口（65歳以上）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しますが、年少人口（15歳未満）は近年の実績からおおむね横ばいで推移する推計となっています。

◆総人口及び三区分別人口の推計◆



◆三区分別人口割合の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2～5年の各年4月1日現在、令和6年は5月1日現在）をもとに推計
（コーホート変化率法^(※)）

9. こどもの人口推計

こども・子育てに関する事業等の見込量算出の基礎データとして、こどもの人口推計を実施しました。

◆こどもの人口推計（1歳階級別）◆

	実績	本計画期間中の推計				
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	2	4	4	4	4	3
1歳	5	2	4	4	4	4
2歳	2	6	2	4	4	4
3歳	3	2	6	2	4	4
4歳	6	3	2	5	2	4
5歳	1	5	3	2	5	2
0～5歳 計	19	22	21	21	23	21
6歳	8	1	5	3	2	5
7歳	3	11	1	7	4	2
8歳	2	3	11	1	7	4
9歳	7	2	3	10	1	7
10歳	2	7	2	3	10	1
11歳	5	2	7	2	3	10
6～11歳 計	27	26	29	26	27	29
12歳	5	5	2	7	2	3
13歳	3	6	6	3	8	3
14歳	2	3	6	6	3	8
12～14歳 計	10	14	14	16	13	14
15歳	5	2	3	6	6	3
16歳	3	5	2	3	6	6
17歳	2	3	5	2	3	6
15～17歳 計	10	10	10	11	15	15
合計	66	72	74	74	78	79

資料：住民基本台帳（令和2～5年の各年4月1日現在、令和6年は5月1日現在）をもとに推計
（コーホート変化率法）

◆村をめぐる状況◆

人口の推移や人口構造による視点

村では近年、総人口が減少する中で、高齢者（65 歳以上）及び 65 歳未満の人口減少が進んでおり、結果として総人口の半数を高齢者が占める、超高齢社会となっています。人口構造では 20 歳代後半から 30 歳代のいわゆる子育て世代の人口が少なく、出生率も近年は国や県と比べて低く推移しており、結果として少子化を進行させています。

自然増減・社会増減による視点

近年、出生数の低下と高齢化による死亡数の増加から自然動態（出生数と死亡数の差）は減少で推移しています。社会動態（転入数と転出数の差）は年によって増減があるものの、直近 3 年で見るとおおむね横ばいで推移しています。令和 5 年の転入と転出のバランスを年齢区分で見ると、20 歳代の転出が最も多く、就職を機としたものであることが推測できます。これからも、村に生まれ育った若者が村に留まりやすい子育て環境整備が求められます。

家族構成による視点

こどものいる世帯のうち核家族の割合は 5 割を超えており、ひとり親世帯への支援も含めて、核家族化を認識した様々な子育て支援を行っていく必要があります。

婚姻や女性の就労状況による視点

婚姻の状態を示す有配偶率について子育て世代（25～44 歳）で見ると、国や県と比べて、男性では子育て世代全体において大幅に下回っており、女性では 40～44 歳を除いて、下回っています。その一方で、30 歳代の M 字カーブがみられるものの、子育て世代の女性の就業率は高まりが見られ、子育て家庭における共働き世帯の増加が見込まれることから、少子化にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要です。

人口推計による視点

村全体として、18 歳未満の人口について令和 6 年と本計画期間終了の令和 11 年を比較すると、増加傾向で推移することが見込まれています。今後も、一層こどもを生み育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められます。

第3章 教育・保育事業及び各サービス等の状況

1. 幼児教育・保育施設の状況

村には、保育所（小規模保育事業）が1か所あります。

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育所数	か所	1	1	1	1	1
定員数	人	19	19	19	19	19
入所児数	人	13	17	17	17	15

（各年度4月1日現在）

（1）1号認定（3～5歳児／幼稚園・認定こども園の幼稚園機能を利用）

1号認定について、実績値と計画値を比較すると、令和5～6年は計画値より多くなっています。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数 （実績）	0	1	1	4	2
第2期計画値	1	1	1	1	1

（各年度4月1日現在）

（2）2号認定（3～5歳児／保育所（園）または認定こども園の保育所機能を利用）

2号認定について、実績値と計画値を比較すると、すべての年度で実績値が計画値を上回って推移しています。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数 （実績）	8	10	10	11	8
第2期計画値	7	8	7	9	5

（各年度4月1日現在）

(3) 3号認定(0～2歳児／保育所(園)または認定こども園の保育所機能を利用)

3号認定について、実績値と計画値を比較すると、0歳児では、令和2～3年度は計画値を下回っています。

また、1歳児では、おおむね実績値が計画値と同等かそれ以下で推移しており、2歳児では、年度によっては実績値が計画値を上回っています。

① 3号認定(0歳児)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数 (実績)	2	0	1	3	1
第2期計画値	3	1	1	2	3

(各年度3月1日現在)

② 3号認定(1歳児)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数 (実績)	1	5	0	2	3
第2期計画値	4	5	5	4	5

(各年度3月1日現在)

③ 3号認定(2歳児)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数 (実績)	6	1	6	1	2
第2期計画値	4	4	5	3	5

(各年度3月1日現在)

2. 小・中学校の状況

(1) 小学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）		1	1	1	1	1
児童数（人）		19	19	20	23	28
内訳	1年生	2	5	1	3	8
	2年生	2	2	6	2	3
	3年生	6	2	2	7	2
	4年生	2	6	3	2	7
	5年生	2	2	6	4	2
	6年生	5	2	2	5	6

（各年度5月1日現在）

(2) 中学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）		1	1	1	1	1
生徒数（人）		15	12	11	10	10
内訳	1年生	3	6	2	2	4
	2年生	4	3	6	2	4
	3年生	8	3	3	6	2

（各年度5月1日現在）

(3) 乳幼児健康診査の状況

（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳未満児 健康診査	対象者数	8	6	15	8
	受診者数	8	6	13	8
1歳6か月児 健康診査	対象者数	2	6	1	5
	受診者数	2	6	1	5
2歳6か月児 健康診査	対象者数	4	5	7	2
	受診者数	4	3	7	2
3歳6か月児 健康診査	対象者数	4	3	3	6
	受診者数	3	2	3	5

3. 各種助成の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児健康診 査事業	対象者数（人）	0	2	0	0	0
	助成延べ件数（件）	0	2	0	0	0
こども支援医 療費助成事業	対象者数（人）	50	45	49	59	55
	助成延べ件数（件）	307	462	442	556	69
未熟児養育 医療	対象者数（人）	0	0	0	0	0
	助成延べ件数（件）	0	0	0	0	0
産婦健康診査 事業	対象者数（人）	1	1	5	2	0
	助成延べ件数（件）	1	1	8	4	0
定期予防接種 助成事業	対象者数（人）	90	82	98	103	102
	助成延べ件数（件）	72	34	107	56	165
インフルエン ザ予防接種 助成事業	対象者数（人）	54	52	51	61	70
	助成延べ件数（件）	33	31	30	37	108
給食費助成 事業 (小・中学校)	対象者数（人）	34	31	31	35	38
	助成延べ件数（件）	6,596	5,487	5,952	6,720	7,448
給食費助成事 業（保育所）	対象者数（人）	19	16	18	21	15
	助成延べ件数（件）	168	182	199	226	177
通学用具購入 費補助事業	対象者数（人）	0	0	0	0	0
	助成延べ件数（件）	0	0	0	0	0
心身障害者医 療費助成制度	対象者数（人）	1	1	0	0	0
	助成延べ件数（件）	10	14	12	1	0
自立支援医療 費助成制度	対象者数（人）	16	17	18	16	10
	助成延べ件数（件）	166	149	170	149	86
ひとり親家庭 等医療費 助成制度	対象者数（人）	10	13	10	10	6
	助成延べ件数（件）	74	92	103	148	47
病児・病後児 保育利用料の 助成	対象者数（人）	0	0	0	0	0
	助成延べ件数（件）	0	0	0	0	0
3歳児未満児 保育料助成 (無償化)	対象者数（人）	9	6	8	8	5
	助成延べ件数（件）	82	72	82	47	60

(令和2～5年度は各年度末現在。令和6年度は7月1日時点の年間見込み)

第4章 調査結果について

1. 住民調査結果

本調査は、「第3期御杖村子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、保育ニーズや村の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

◆調査対象：5歳児（令和5年4月1日時点）までのお子さんがおられる全世帯及び小中学生（令和5年4月1日時点）児童がおられる全世帯

◆調査期間：令和5年11月24日～12月8日

◆配布・回収：郵送による調査票の配布・回収及びWEBアンケート

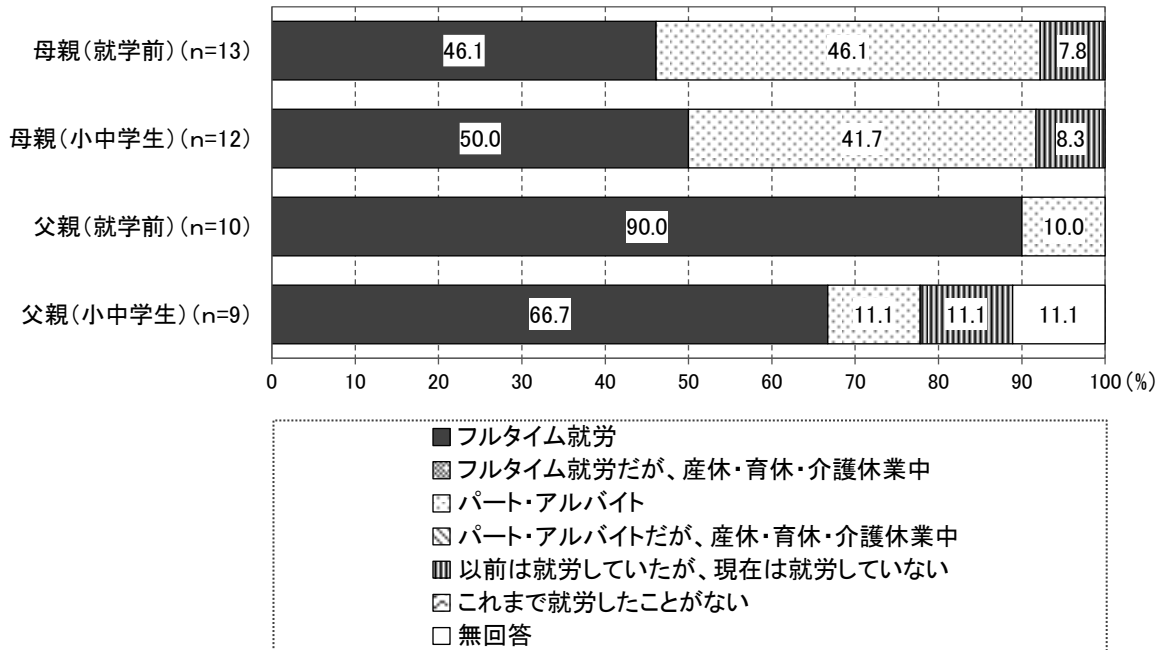
対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の世帯	20票	13票 (内訳：郵送回答6票、WEB回答7票)	65.0%
小学生・中学生 児童の世帯	25票	12票 (内訳：郵送回答4票、WEB回答8票)	48.0%

【ニーズ調査結果の見方】

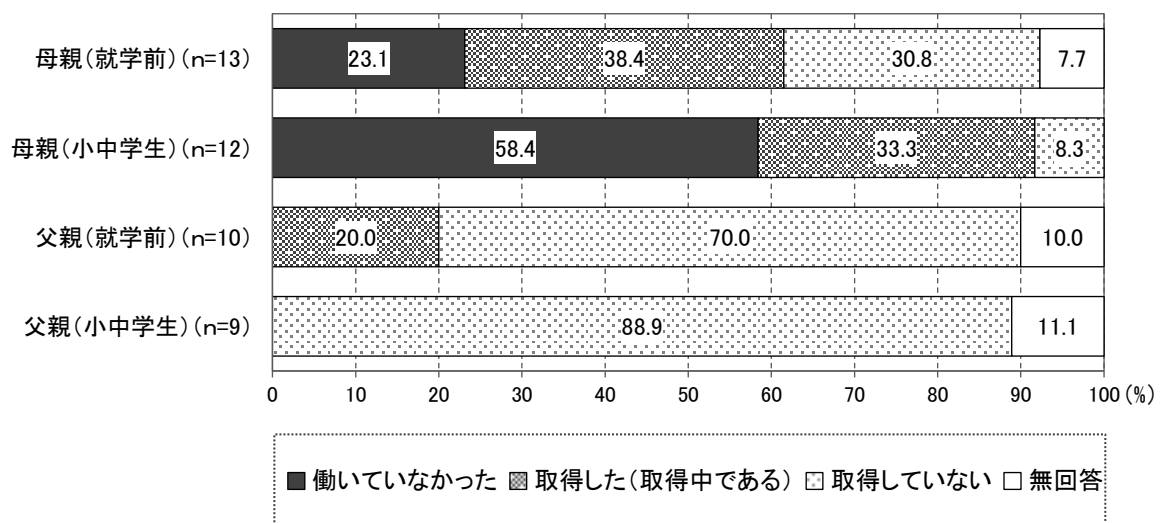
- ・比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
したがって、合計が100％を上下する場合があります。
- ・基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100％として算出しています。（回答者総数または該当者数）
- ・質問の終わりに【複数回答可】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い問であるため、各回答の合計比率は100％を超える場合があります。
- ・文中、グラフ中の設問カテゴリー（選択肢）の文言は、一部簡略化する場合があります。
- ・文中、グラフ中の数値や選択肢の文言は、一部省略・簡略化してあります。また、割合が0％であった箇所の数値は基本的に省略しています。
- ・質問の選択肢は、基本的に「 」で表していますが、選択肢を2つ以上合わせて数値を示す場合は“ ”で表してあります。

(1) 保護者の就労状況

保護者の就労状況について見ると、「フルタイム就労」と「パート・アルバイト等で就労」を合わせた“就労している”では、就学前児童の母親は 92.2%、小中学生児童の母親は 91.7%となっています。他方で、就学前児童の父親は 100%、小中学生児童の父親は 77.8%となっています。



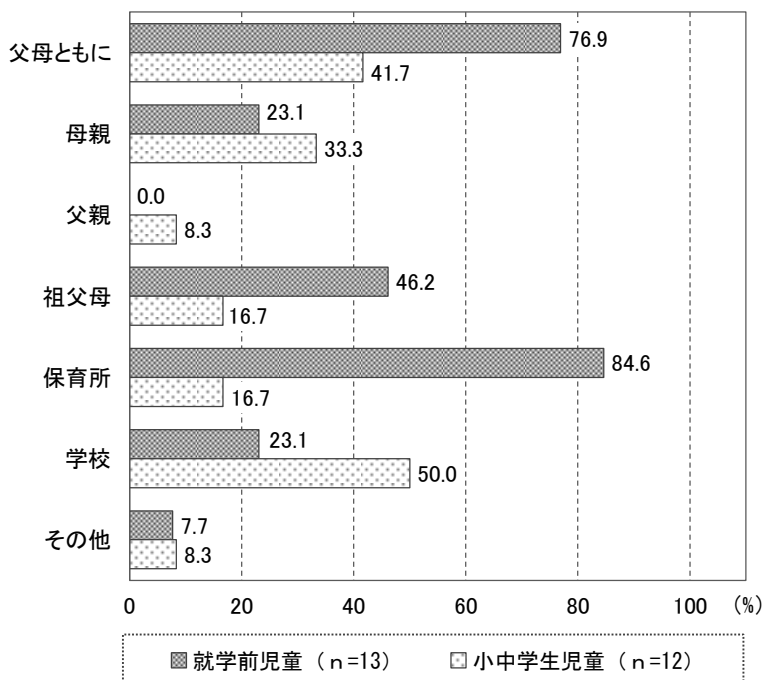
また、お子さんが生まれた時、育児休業を取得したかについて見ると、「取得した（取得中である）」では、就学前児童の母親は 38.4%、小中学生児童の母親は 33.3%となっています。他方で、就学前児童の父親は 20.0%、小中学生児童の父親は 0.0%となっています。



(2) こどもの育ちをめぐる環境

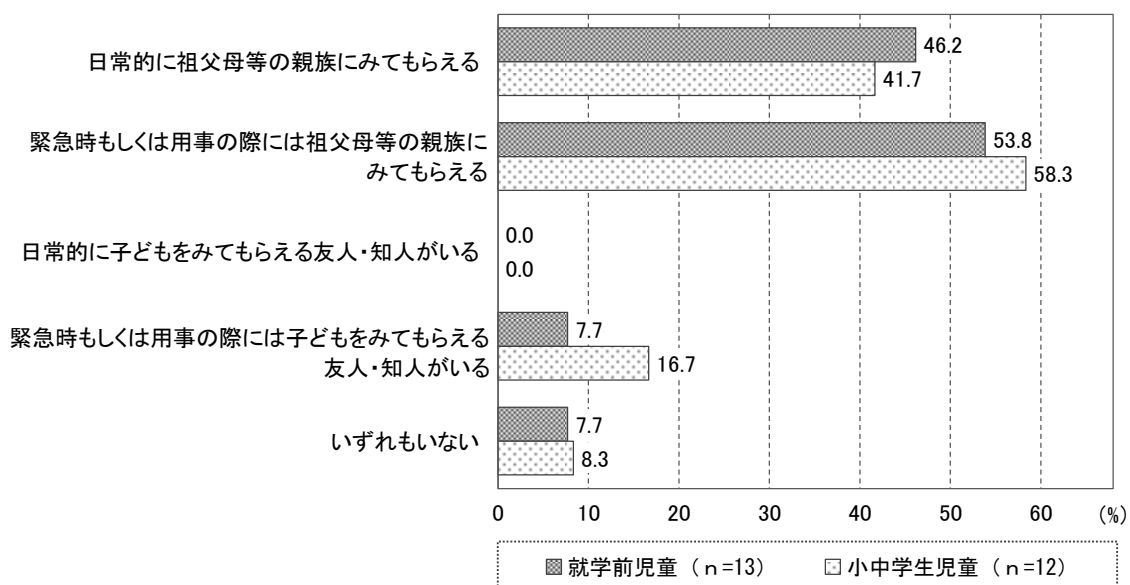
子育てに日常的に関わっている方(施設)について見ると、就学前児童の世帯では「保育所」が84.6%と最も高く、次いで、「父母ともに」(76.9%)、「祖父母」(46.2%)の順となっています。

また、小中学生児童の世帯では「学校」が50.0%と最も高く、次いで、「父母ともに」(41.7%)、「母親」(33.3%)の順となっています。



(3) こどもをみてもらえる親族・知人の有無

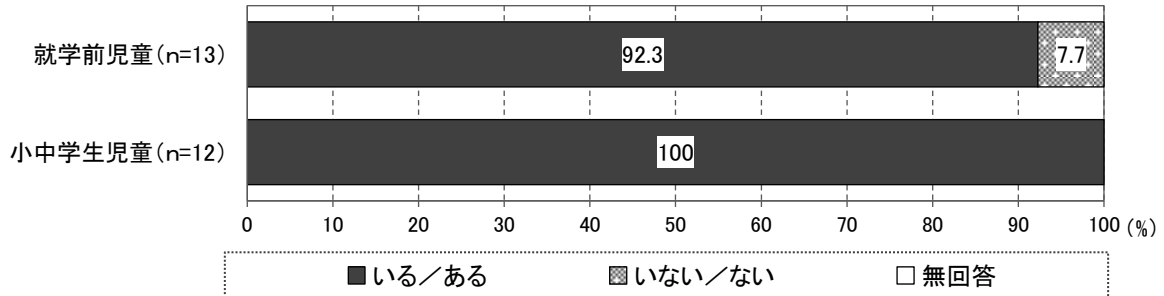
日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の有無について見ると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、就学前児童の世帯では53.8%、小中学生児童の世帯では58.3%となっています。



(4) 気軽に相談できる人（場所）の有無

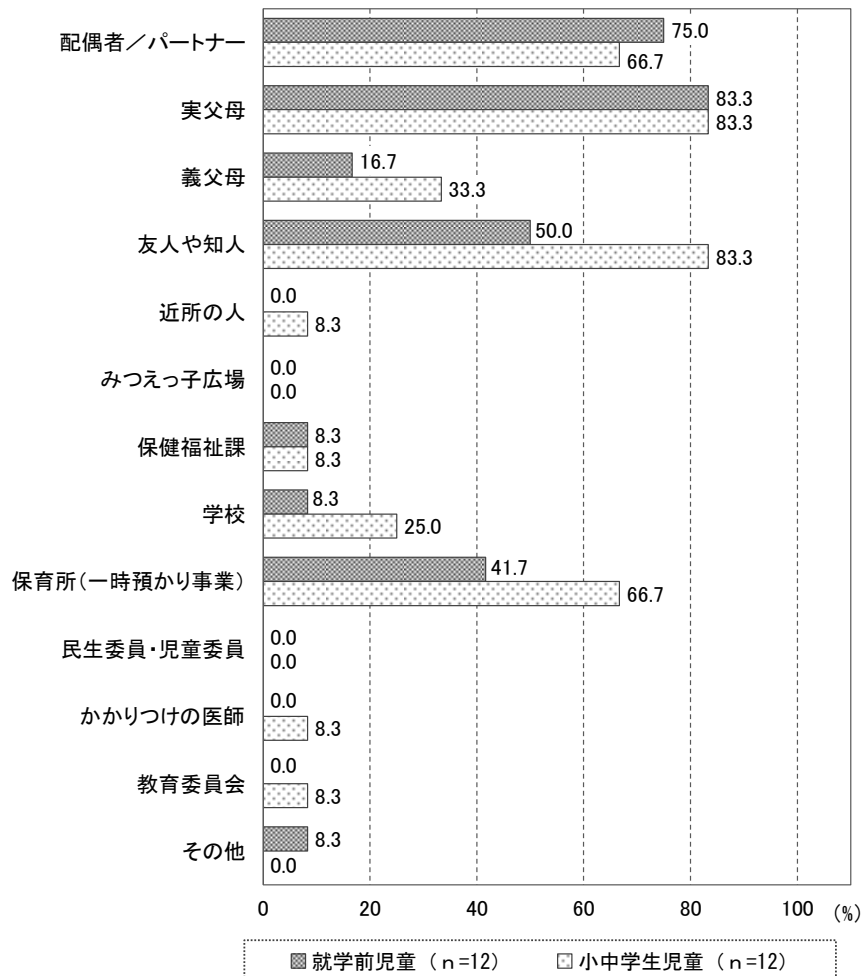
子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無について見ると、就学前児童の世帯では、「いる／ある」が92.3%と高く、「いない／ない」が7.7%となっています。

また、小中学生児童の世帯では、「いる／ある」が100.0%となっています。



また、相談先が「いる／ある」と答えた方に気軽に相談できる先は、誰（どこ）かについて見ると、就学前児童の世帯では「実父母」が83.3%と最も高く、次いで、「配偶者／パートナー」（75.0%）、「友人や知人」（50.0%）の順となっています。

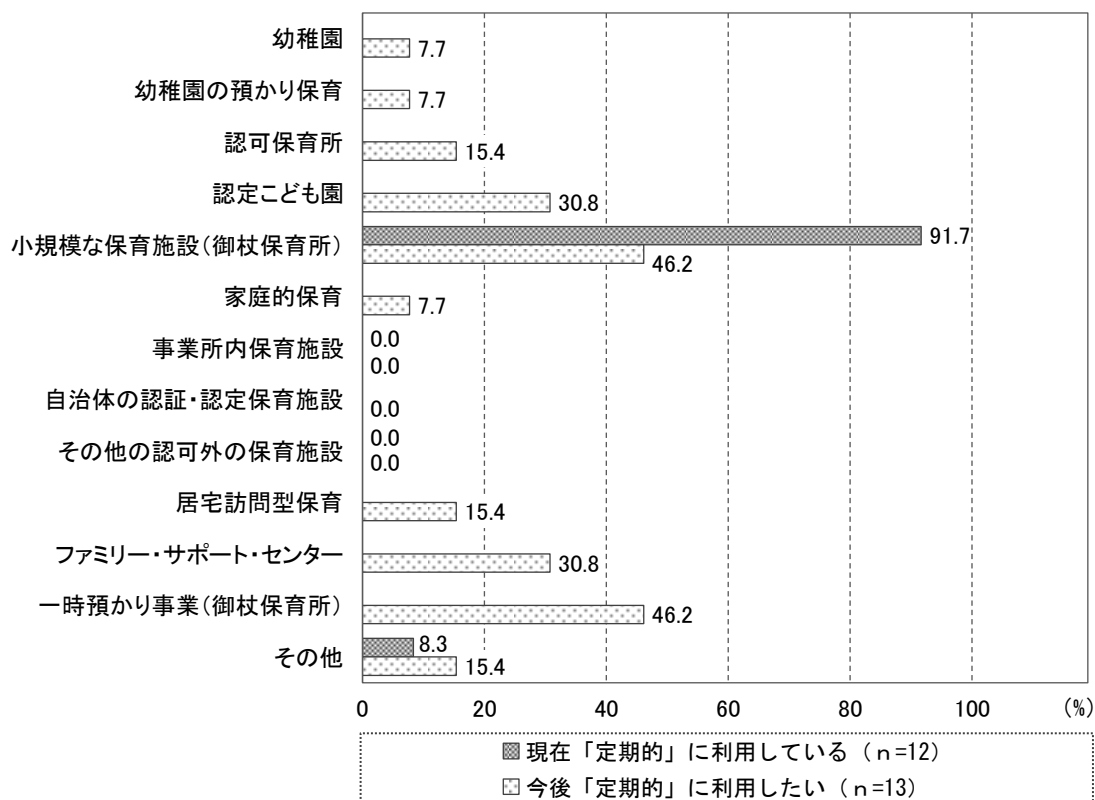
また、小中学生児童の世帯では「実父母」・「友人や知人」が83.3%と最も高く、次いで、「配偶者／パートナー」・「保育所（一時預かり事業）」（66.7%で同率）の順となっています。



(5) 「定期的な」教育・保育の利用

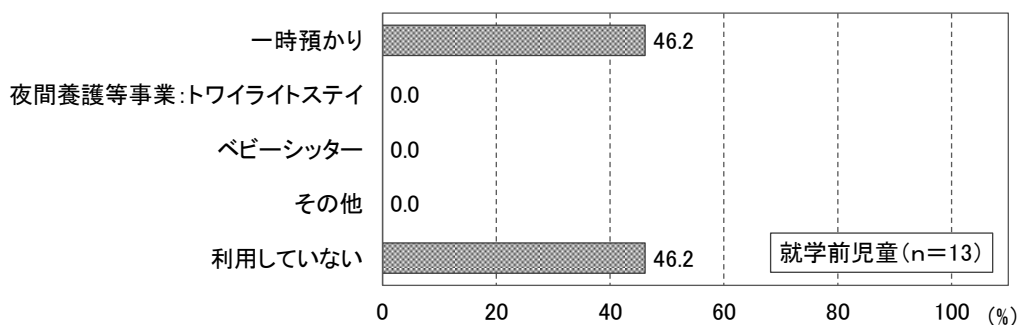
就学前児童の世帯の「定期的な」教育・保育の利用状況を見ると、現在の利用では「小規模な保育施設（御杖保育所）」が91.7%と高く、「その他」が8.3%となっています。

一方、現在、利用している、利用していないに関わらず、今後の定期的な利用意向について見ると、「小規模な保育施設（御杖保育所）」・「一時預かり事業（御杖保育所）」が46.2%と同率で最も高く、次いで、「認定こども園」・「ファミリー・サポート・センター」（30.8%と同率）、「認可保育所」・「居宅訪問型保育」・「その他」（15.4%と同率）の順となっています。



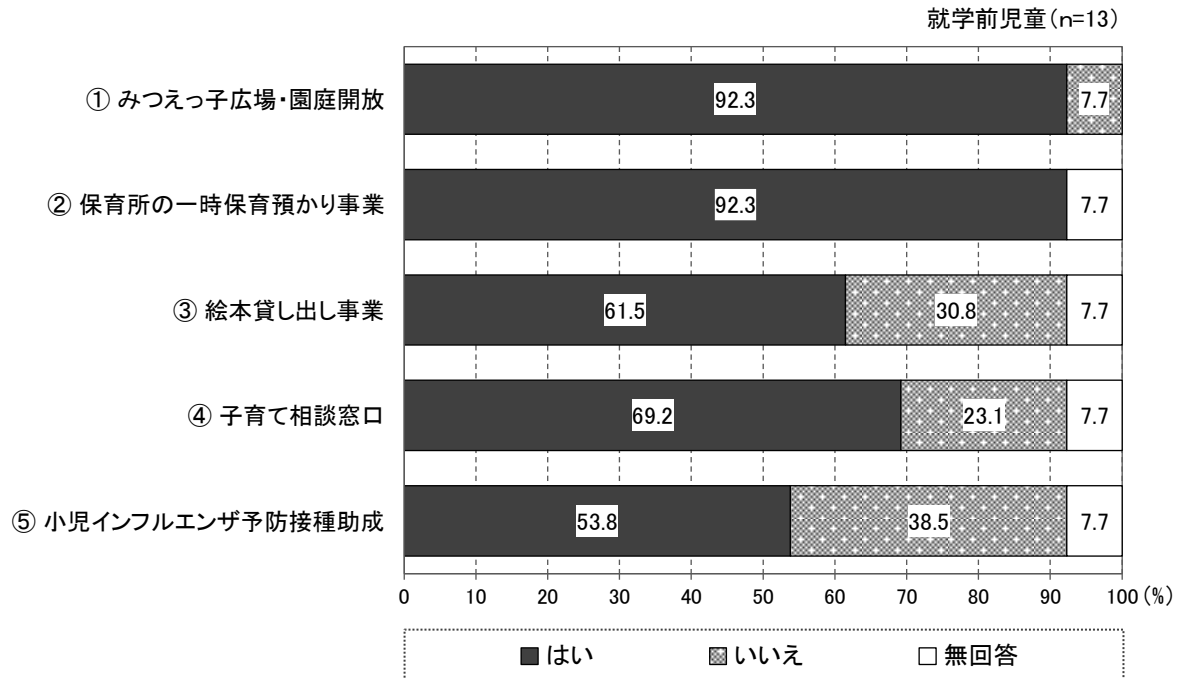
(6) 「不定期」の教育・保育の利用

就学前児童の世帯に、日中の「定期的な」保育や、病気やけがでの利用以外に、私用、不特定の就労等の目的で、「不定期に」利用している事業を質問したところ、「一時預かり」・「利用していない」が46.2%で同率になっています。

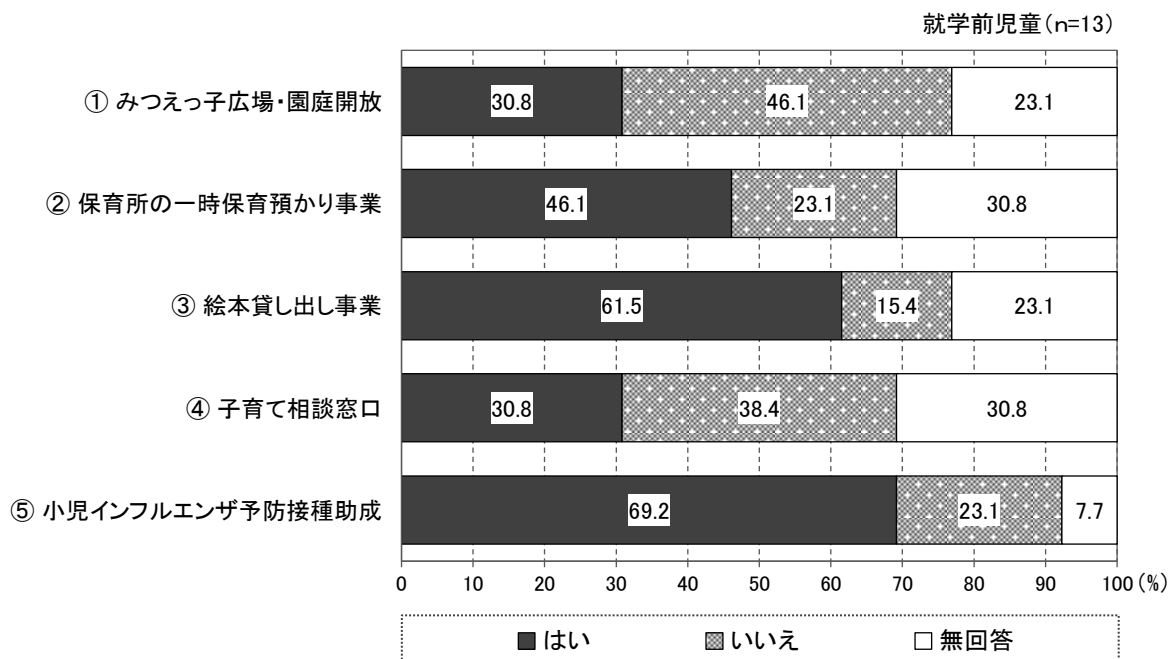


(7) 村の事業の認知度と利用意向

就学前児童の世帯に村の事業について知っているかを質問したところ、他の事業と比べて、「① みつえっ子広場・園庭開放」と「② 保育所の一時保育預かり事業」で「はい」の割合が高く、それぞれ92.3%となっています。



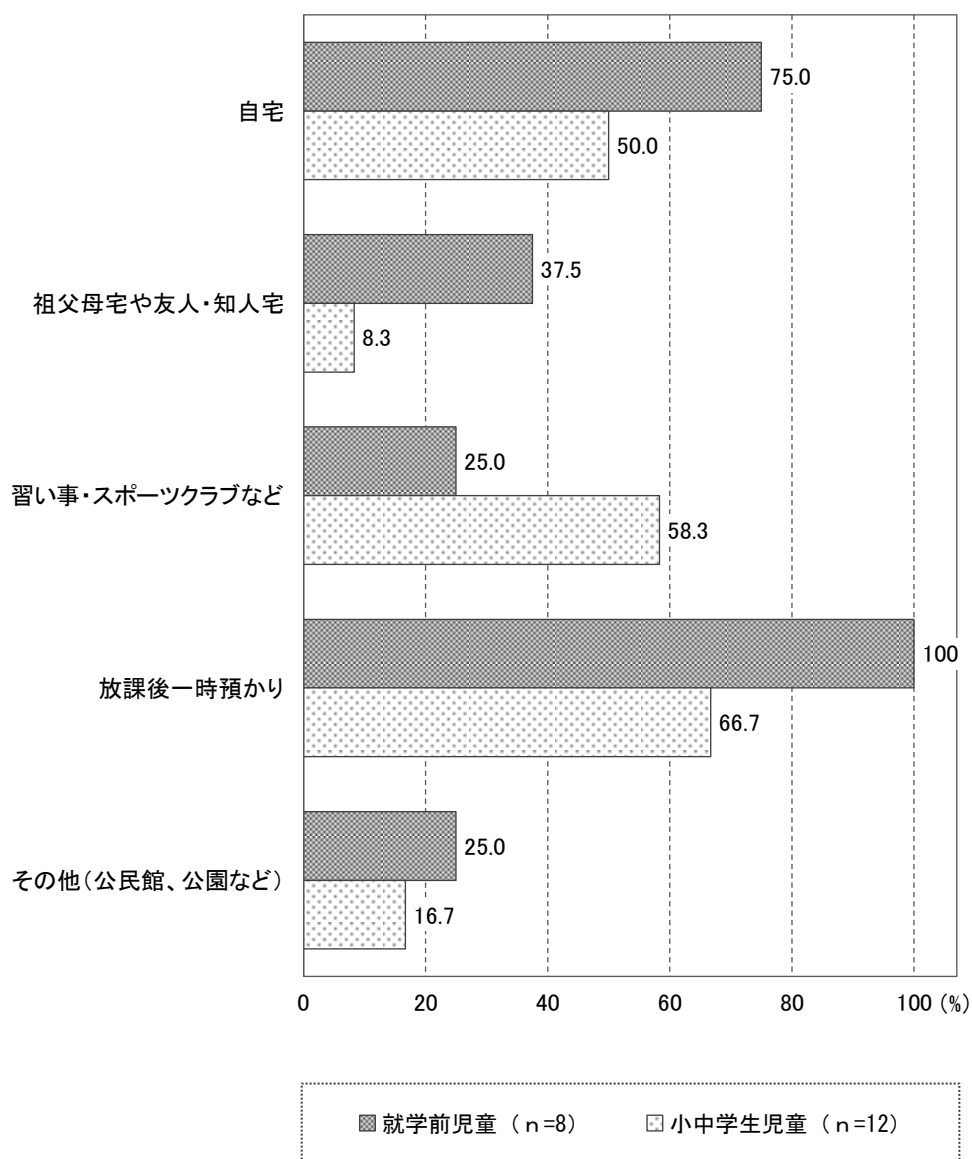
就学前児童の世帯に村の事業について今後利用したいかを質問したところ、他の事業と比べて、「③ 絵本貸し出し事業」と「⑤ 小児インフルエンザ予防接種助成」で「はい」の割合が高くなっています。



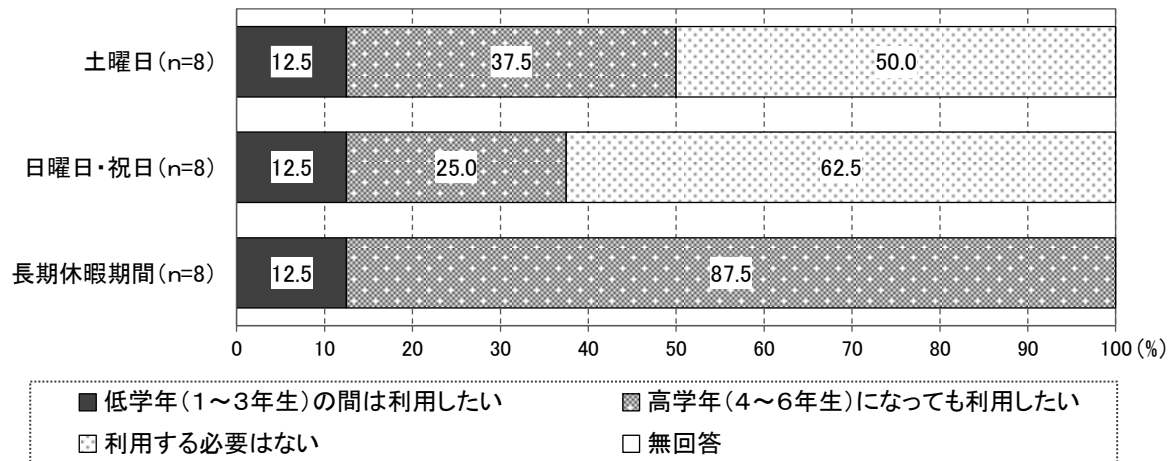
(8) 放課後の過ごし方

放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかを見ると、就学前児童の世帯では、「放課後一時預かり」が100%と最も高く、次いで、「自宅」(75.0%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(37.5%)の順となっています。

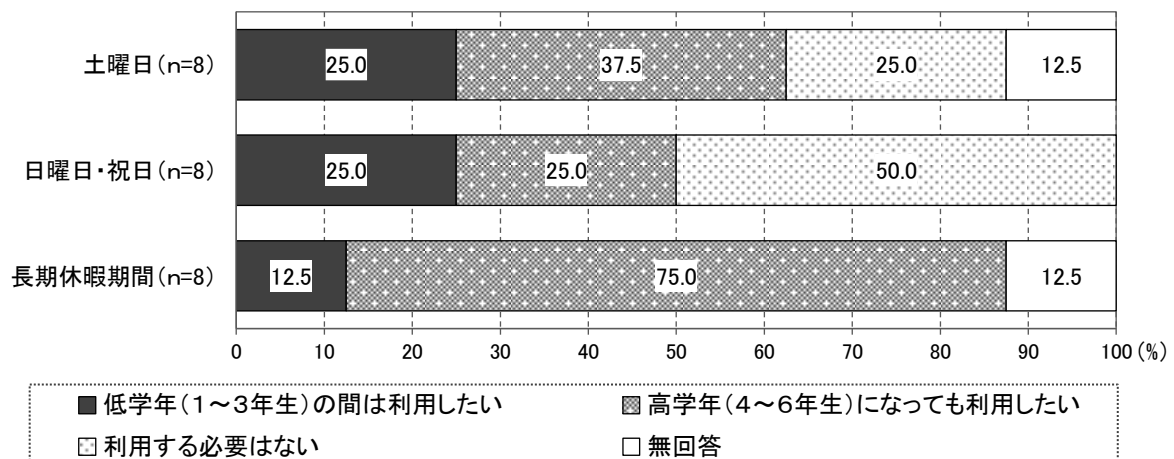
また、小中学生児童の世帯に放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかを質問すると「放課後一時預かり」が66.7%と最も高く、次いで、「習い事・スポーツクラブなど」(58.3%)、「自宅」(50.0%)の順となっています。



その中で、就学前児童の世帯で、「放課後一時預かり」を選択した方に、土曜日と日曜日・祝日及び長期休暇中の利用希望があるかを質問したところ、土曜日では、「利用する必要はない」が50.0%と最も高く、次いで、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（37.5%）、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（12.5%）の順、日曜日・祝日では「利用する必要はない」が62.5%と最も高く、次いで、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（25.0%）、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（12.5%）の順、夏休みや冬休みなどの長期休暇期間では、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が87.5%と高く、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が12.5%となっています。



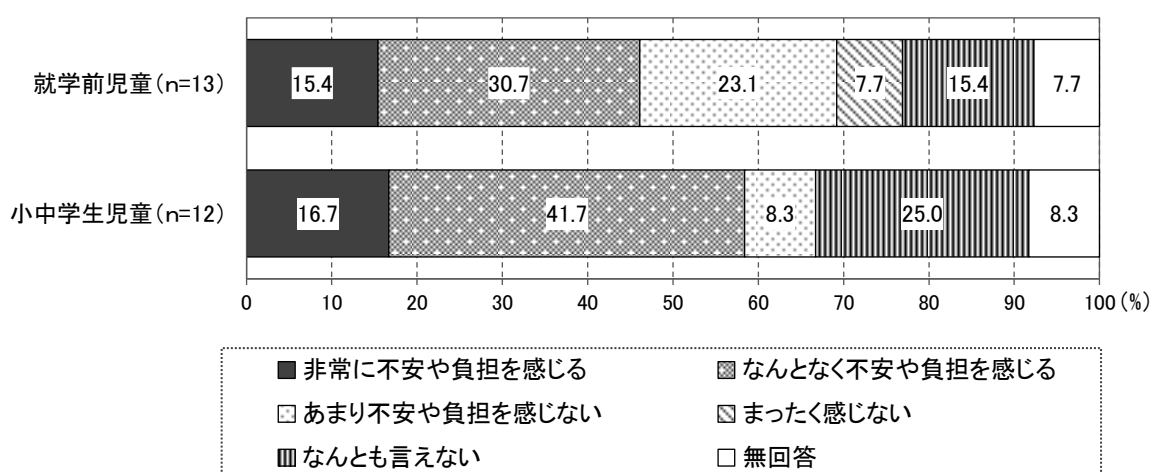
また、小中学生児童の世帯で、「放課後一時預かり」を選択した方に、土曜日と日曜日・祝日及び長期休暇中の利用希望があるかを質問したところ、土曜日では、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が37.5%と最も高く、次いで、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」・「利用する必要はない」が25.0%で同率、日曜日・祝日では、「利用する必要はない」が50.0%と最も高く、次いで、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」・「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が25.0%で同率、夏休みや冬休みなどの長期休暇期間では「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が75.0%と高く、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が12.5%となっています。



(9) 子育ての不安や負担について

子育て（教育を含む）をする上で、不安や負担、悩みなどを感じるかについて見ると、就学前児童の世帯では、「非常に不安や負担を感じる」（15.4%）と「なんとなく不安や負担を感じる」（30.7%）を合わせた“感じる”は46.1%、「あまり不安や負担を感じない」（23.1%）と「まったく感じない」（7.7%）を合わせた“感じない”は30.8%となっています。

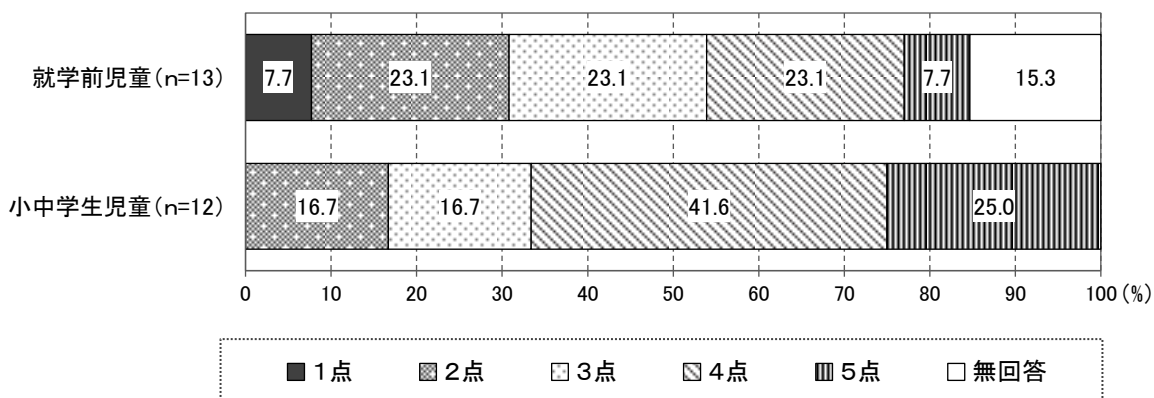
また、小中学生児童の世帯では、「非常に不安や負担を感じる」（16.7%）と「なんとなく不安や負担を感じる」（41.7%）を合わせた“感じる”は58.4%、「あまり不安や負担を感じない」が25.0%と、就学前児童の世帯と比べて、小中学生児童の世帯で“感じる”が高くなっています。



(10) 子育ての環境や支援への満足度

村の子育ての環境や支援への満足度について見ると、就学前児童の世帯では、「1点」と「2点」を合わせた“低得点”が30.8%、「4点」と「5点」を合わせた“高得点”が30.8%となっています。平均は3.0点となっています。

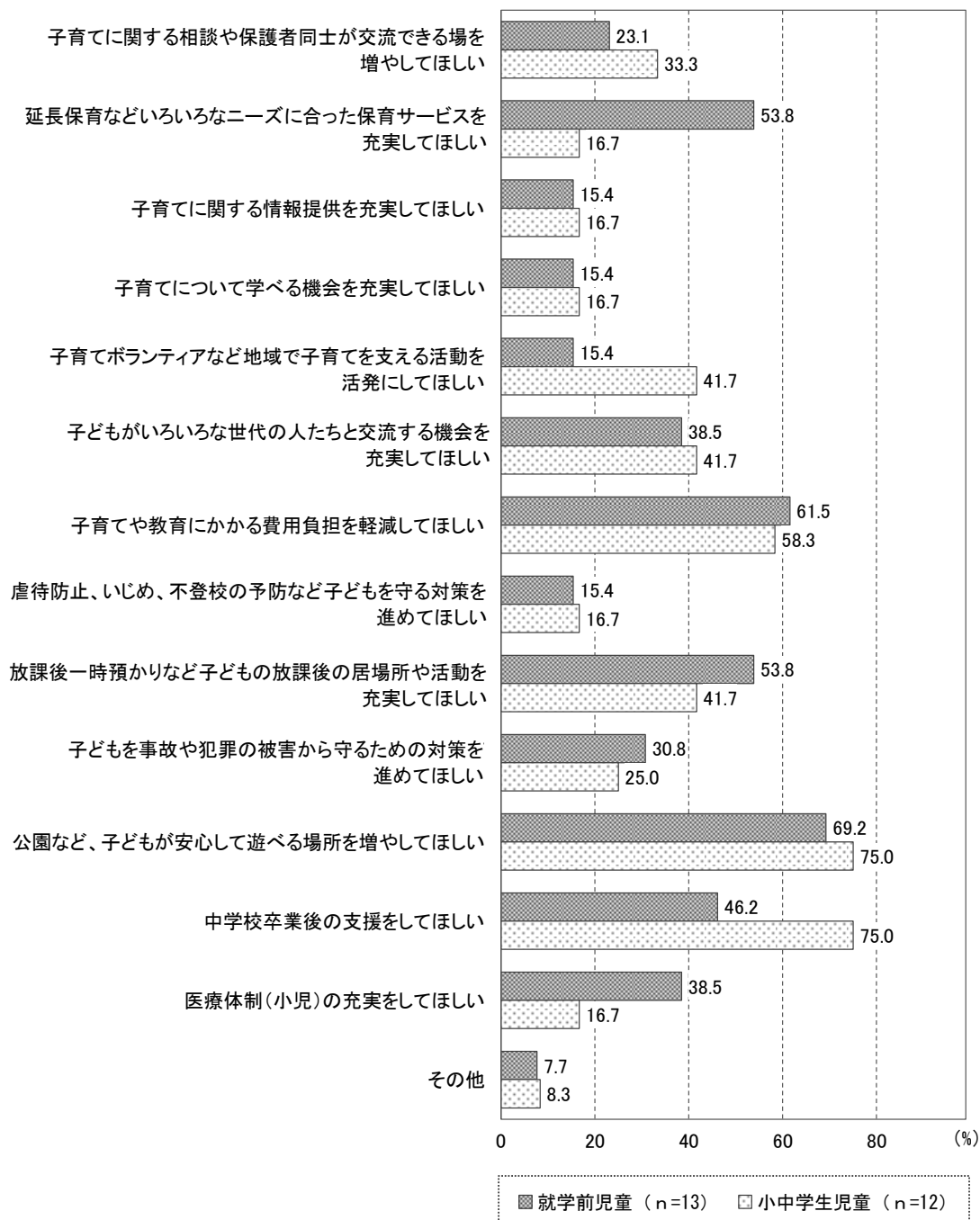
また、小中学生児童の世帯では、「1点」と「2点」を合わせた“低得点”が16.7%、「4点」と「5点」を合わせた“高得点”が66.6%となっています。平均は3.8点となっています。



(11) 村の子育て支援で期待すること

村の子育て支援で期待することについて見ると、就学前児童の世帯では、「公園など、子どもが安心して遊べる場所を増やしてほしい」が69.2%と最も高く、次いで、「子育てや教育にかかる費用負担を軽減してほしい」(61.5%)、「延長保育などいろいろなニーズに合った保育サービスを充実してほしい」・「放課後一時預かりなど子どもの放課後の居場所や活動を充実してほしい」(53.8%で同率)の順となっています。

また、小中学生児童の世帯では、「公園など、子どもが安心して遊べる場所を増やしてほしい」・「中学校卒業後の支援をしてほしい」が75.0%と同率で最も高く、次いで、「子育てや教育にかかる費用負担を軽減してほしい」(58.3%)、「子育てボランティアなど地域で子育てを支える活動を活発にしてほしい」・「子どもがいろいろな世代の人たちと交流する機会を充実してほしい」(41.7%で同率)の順となっています。



(12) 教育・保育環境の充実等、子育ての環境や支援に関する主な意見

★自由記述のピックアップ

就学前児童の世帯

評価できる・良い点

①村の支援について

- ・ 保育料、給食費、医療費等の負担をしてもらえるのがとてもありがたい。

②学校教育（小・中学校、教育委員会）について

- ・ 地域に出て活動する授業が多く、こどもも楽しく学んでいる。

③保育事業（保育所・保健福祉課）について

- ・ みつえっ子広場で子育て中の人と交流ができる。
- ・ のびのび育ててもらっている。こどもの気持ちにいつも寄り添ってくれる。
- ・ こども一人ひとりに向き合ってくれ、怒るときにはしっかり怒ってくれるいい先生に恵まれて、親子ともども感謝している。
- ・ 保育所の一時預かり事業は、入所前に利用することができて良かった。

④母子保健・母子福祉事業（保健福祉課）について

- ・ 児童発達支援。
- ・ 書類のこと等を丁寧に教えてもらえてありがたい。

⑤その他

- ・ このアンケートのように意見を聞いてくれる。
- ・ 御杖村で実施されている子育て支援事業は充実していると思う。

評価できない・要改善点等

①村の支援について

- ・ 村独自では医療費の助成ぐらいしかない。
- ・ 必需品（オムツや、おしり拭き）は切らすことができず、物価高で困っている。支給制度があれば助かる。
- ・ 子育て家族への助成金（水道費や家賃補助）。
- ・ 通学手当の復活。

②学校教育（小・中学校、教育委員会）について

- ・ 学校の部活動とクラブを明確に分けてほしい。違いが認識できないで不安を感じる保護者がいるようだ。
- ・ 一時預かりの実施日が少ない。一時預かりでの際、希望者には給食を提供してほしい。
- ・ 小学生になって夏休みの給食を一時預かりで出してほしい。
- ・ 現状、給食のある日しか対応してもらえないが、運動会の振替休日等、弁当を持参するのでも一時預かりを実施してほしい。
- ・ 夏休みの給食提供と、春休み、冬休みの一時預かりの期間が短すぎるため、共働きは厳しい。

-
- ・ 保育（3歳）～中学校（15歳）制服の支給。私服でも登園、登校可能（選択制）。
 - ・ 長期休暇中の居場所について。
-

③保育事業（保育所・保健福祉課）について

- ・ 人手不足。働いていないと保育所に通わせることができない点（働いていても、時間に満たないと通わせることができない）。
 - ・ 職員の都合で延長に限りがあると困る。その時代に備えた指導をしてほしい。
 - ・ 要望を言っても保育士不足を理由に断られる。
 - ・ 保育所の先生の人手不足を理由に、本当に預かってほしいときに預かってもらえない。
 - ・ 保育所の対応に柔軟性があまりない。前述したとおり、人員不足で一時預かりの日程の希望が通らないことが度々あった。その日に限り保育士の配置基準を満たせていないのであれば仕方ないが、慢性的に人手が足りないのであれば人員を増やしたり、保育士の業務を簡略化（保育士以外にできる事務作業は別途人員を確保する）等の工夫が必要だと思う。
 - ・ 保育士の人数の確保、増員をしてほしい。
 - ・ 一時預かりの日数を増やしてほしい。
 - ・ 村内の病児保育の設置。
 - ・ 年少で入園するまでに一時預かり保育を月2回利用できたが、保育所側の状況により希望の日程に預かってもらえないことが度々あった。もう少し柔軟に対応してもらいたかった。
-

④母子保健・母子福祉事業（保健福祉課）について

- ・ 予防接種の無償化。
 - ・ 電子クーポンの配布。現金給付。妊娠中の健康診断（14回）無料。
-

⑤その他

- ・ こどもが安心して遊べる公園がないので作ってほしい。
 - ・ 遊び場（公園）の設置。
 - ・ 遊具のある広い公園を作ってほしい。
 - ・ 逆上がりの練習をしようにも保育所（土屋原）や小学校（菅野）まで行かないと鉄棒がない。地域の高齢者と共用できるような軽い運動ができるスペースがあったらいい。また、せっかく立派な遊具や川遊びの設備があるのだから、旅行村をさらに村民が利用しやすいよう（村民割の実施等）にしてほしい。
 - ・ 屋内施設や大勢での誕生日会等のイベントができる場所を作ってほしい。
 - ・ 保護者でのサークルやスポーツ等、できる機会や場所がほしい。
 - ・ 健康診断や制服の採寸等、全体的に通知が遅い。仕事の都合もあるので最低2ヶ月前くらいには連絡してほしい。
 - ・ 小児科の設置。
 - ・ 診療所は小児を診てはくれるが、小児用薬、検査薬が充実しておらず村外の病院に行かなければならない。診療所では、こどものかかりつけ医としてお世話になりありがたいが、体制をより充実させてほしい。保護者にも周知してほしい。
-

小中学生児童の世帯

評価できる・良い点

①村の支援について

- ・ 英語教育に熱心に取り組んでいる。給食費の無料化。
- ・ 村でECCをやってくれているところは他の地域にも自慢できる良い点。
- ・ 皆、相談しやすくあたたかい。

②学校教育（小・中学校、教育委員会）について

- ・ 各学年人数が少ない中、先生（支援）の対応がとても良い。
- ・ 少人数ならではのふさと学習や体験、社会見学が充実している。
- ・ 放課後一時預かりが子ども同士の交流の場にもなっているようなので、子どもにとっても必要なのだと思っている。
- ・ 学童保育を利用することによって、自分から宿題をしてくれている。

③保育事業（保育所・保健福祉課）について

④母子保健・母子福祉事業（保健福祉課）について

⑤その他

評価できない・要改善点等

①村の支援について

- ・ 御杖村での子育ては満足しているが、高校進学時の負担が（児童手当もなくなるので）非常に大きい。何か支援があるとありがたい。
- ・ 高校通学時の通学手当の復活を願う。
- ・ 中学を卒業しても村から通えるように、また、送迎にかかる費用や、下宿にかかる費用を支援してほしい。
- ・ こどもの送迎にかかる費用の補助。
- ・ 高校・大学への通学支援（バスの運行または費用の支援）、高校・大学の学費の支援、寮へ入る費用の支援、御杖村に住んだら子育て支援がいろいろあると全国に知れ渡るぐらいの支援。
- ・ 高校に行くのに時間、お金がかかるため、中学までは安心して子育てできるのに高校進学が不安。
- ・ 親子のふれあいの機会があれば良い。盆休み、正月休み等、仕事が休めない日の学童保育を利用できるようにしてほしい。中学校でも学童保育があると良い。
- ・ 土日も一時預かりがあればいいと思う。

②学校教育（小・中学校、教育委員会）について

- ・ 部活動やクラブチームへの理解が乏しい。学童やECC、部活動、駅伝練習等、学校と教育委員会、保護者のつながりや連絡体制ができていない。タブレット機器の活用があまりできていない。曽爾村との交流(学習面でも)が少ない。

-
- 中学卒業後の支援がない。ECC以外の習い事をする場がない。図書室(開発センターの中にはあるが)など、中学生の落ち着ける居場所がない。
 - 小中一貫(9年間)の卒業アルバムを作成してほしい。
 - 小学生の春休みと冬休みの一時預かりが短すぎる。日にちを増やしてほしいのと、夏休みの一時預かりの間お金を払うので給食を出してほしい。
 - 夏休みの一時預かりの給食を出してほしい。また、春休みと冬休みの間の一時預かりの期間が短く、核家族である私たちはフルタイムで働けない。
 - 学校行事の際の平日の振替休日も実施してほしい。冬休み、春休みの実施日が少なすぎる。長期休暇の給食制度を実施してほしい(給食費は実費で構わない)。
 - 学童で宿題をしたいこどもがいても、部屋が狭いため、騒ぐこどもがいたりすると勉強に取り組むことができない。
 - 両親とも土日祝関係なく仕事(アルバイト)があるため、長女が模試等で学校へ行くときに、数時間でも預かり先があるといいと思う。他の保護者も忙しいため、お願いするのは気が引ける。学童では、家でできない遊びや学びをしてほしい。
-

③保育事業(保育所・保健福祉課)について

- 保育所に要望を言っても保育士不足を理由に断られる。
-

④母子保健・母子福祉事業(保健福祉課)について

- インフルエンザワクチンの補助をもっとしてほしい。
 - ひとり親家庭になっても村独自の支援はほとんどないのではと感じる。交通費、光熱費がかさむ地域なので何かの支援がほしい。
 - シングルの家庭の金銭的な支援。
-

⑤その他

- 診療所の小児科の体制を充実させてほしい。
 - 子育てするにしても、御杖村で働ける場所をもっと作ってほしい。
 - 公園等、こどもを遊ばせる場所がない。
 - 近所にこどもだけで遊ばせられる場所がない。自然は豊かだが、誰の敷地か分からないところで遊ばせられない。
 - 鉄棒等の簡単な遊具でいいので設置してほしい。
 - 沢山の人が集まって誕生日会をしたり、屋内での公園のような施設がほしい。
 - 保護者とこどもが多く集まれる施設があればいいと思う。
-

2. 子ども・子育て会議委員向け調査結果

子ども・子育て会議委員に向けて、教育・保育環境の充実等、子育ての環境や支援に関して調査を実施し、ご意見を以下のように取りまとめました。

①村の支援について

魅力	1. 助成関係の充実 : 給食費・医療費・予防接種等の助成や子育て支援事業が手厚く、特に小さいこどもを持つ家庭に対する支援が充実している。 2. 保育料無償化の実施 : 0～2歳児の保育について無償(村が全額負担)である。 3. 英語教育等の実施 : ECCの取組を通じて、英語教育を保育所から取り入れており、早期からの英語教育を実施。また、小中学生に対しては、村営の英語塾の実施し、漢字検定費用の助成を実施している。 4. その他 : 若者が定住化できるよう住宅整備を実施している。 5. その他 : こども・子育てについて真剣に取り組んでいる(アンケート調査を実施して意見を聞いている)。
課題	1. 助成関係の充実 : 予防接種の自己負担の軽減(全額補助)を求められている。 2. 医療(小児科)関係 : 村内(御杖村診療所)に小児科がなく、診療所での小児診療の充実が求められている。 3. 遊び場(公園等)関係 : 公園の設置(自分のこどもの頃は、旅行村等の近場に遊び場があったが、今は利用できない。遊びに行くにも親の送迎が必要)が求められている。 4. 遊び場(公園等)関係 : 学校・保育所から気軽に校外活動へ行ける場所が近辺になく、村内に人が集える公園等の遊び場があればいいと思う。 5. 居場所の集約 : 放課後一時預かり(体験交流館)、ECC(小学生:体験交流館、中学生:開発センター)、図書館(開発センター2階、小・中学校開放図書)等の一か所への集約した方がいいと思われる。人口減少が進む中、そこへ行けば人がいるような居場所作りが必要であると思われる。例えば、放課後一時預かり事業については、現在、学校から体験交流館へ移動して実施しているが、学校内の空き教室・空きスペースを活用できればスクールバスで移動

	する時間、経費、防犯上の問題、また乗り降り場所での危険も回避できると思われる。 6. 通学（中学卒業・高校大学進学後）関係： 中学校卒業後も御杖村に住み続けてもらうために、高校大学進学に伴う通学費や下宿代の経済的な補助が求められている。特に保護者の送迎負担（村のマイクロバス等で榛原駅までの通学送迎支援もしくは、ガソリン代等にかかる経済的支援）を軽減するための支援が求められている。補助や支援があれば、人口流出（こども本人とその保護者）を止められるのではないかな。 7. 通学（中学卒業・高校大学進学後）関係： 榛原駅送迎を待つこどもたち（小中学生の学習塾を含む）のために、榛原駅に、こどもたちの待合スペースの設置があれば、こどもたちが安全で、待つ時間を学習することもできると思われる。 8. その他： 事業の通知や手続きのデジタル化、LINE等のアプリが使えると便利だと思う。 9. その他： 災害用備蓄品について、オムツやミルクの追加が必要であると思われる。 10. その他： 災害用備蓄について、アレルギー体質の方向けの食事等が必要であると思われる。
--	--

②学校教育（小・中学校、教育委員会）について

魅力	1. 教育環境の充実： 「少人数の良さを生かした教育を工夫されており、きめ細やかな配慮をこどもたち一人ひとりが受けることができている」、「こども一人ひとりを深く知り、個にあった教育がされている」、「先生方が生き生きしていて楽しい」等、少人数のよさを生かしたきめ細かな教育を実施されている。 2. 教育資源の充実： タブレットや電子黒板等、教育に関する予算が充実している。 3. 小中一貫教育の定着： 小中一貫教育が年々定着してきており、生徒間（小学生と中学生）も、先生間の交流も、うまく図られている。特に、小学生の部活動の参加等は大きな成果だと思う。 4. 地域との連携： パートナーシップ事業が充実しており、地域の人々がこどもたちに関わることで、ふるさと学習が促進されている。 5. 放課後の居場所作り： 放課後一時預かりが無料。
----	---

	6. 放課後の居場所作り : 放課後一時預かりについて、ただこどもを預かるだけでなく、指導員が、こどもたちのためになることを考え実施している。体験や交流等、多様な活動を実施されている。そういった姿勢が、放課後一時預かりの利用者の増加につながっていると思われる。
課題	1. 教育環境の充実 : 少人数ならではの課題として、新しい人間関係を作る場をどのように設定するか、他校との交流を増やすなどが必要である。 2. 部活動での課題 : 部活動の地域移行を進める必要があるので、社会体育(地域のクラブチーム等)の充実に向けて、村が力を入れて、取り組んでいく必要があると思う。地域のクラブチームの支援として、こどもたちの遊ぶ場所の確保や体力向上に向けた地域の支援が必要であると思われる。 3. 部活動での課題 : 部活動の対外試合等への送迎の保護者負担の問題があると思われる。 4. 制服について : 制服で登校し、登校後すぐに体操服に着替えるのであれば、体操服で登校すればどうかと言う声もある。 5. 学校支援ボランティアの課題 : 学校支援ボランティア会員の高齢化に伴う人材不足。 6. 放課後一時預かりの改善 : 夏休み同様、冬休みや春休み、始業式や終業式の放課後一時預かりが必要であると思われる。 7. 放課後一時預かりの改善 : 指導員の人材確保。 8. 放課後一時預かりの改善 : 夏休み等の長期休暇期間中、昼食提供をしてほしいと言う保護者の声もある。

③保育事業（保育所・保健福祉課）について

魅力	1. 保育環境の充実 : 「一人ひとりのこどもの個性に合わせた保育」、「自然を生かした活動や地域の人とのふれあい」、「こどもの伸ばし方について、一緒に考えてくれる」、「曾爾保育園との交流」等、保育環境が充実していると思う。 2. 保育サービスの充実 : 希望保育日について、令和6年8月からは保護者の就労に関係なく、預かってもらえるようになった。 3. 一時預かり保育の充実 : 令和6年4月から、一時預かりの上限が、月に2日から4日に増えた。
----	---

課題	1. 保育環境の充実 : 保育士の人材が不足していると思われる。また、あと数名、若い保育士が必要であると思われる。 2. 保育環境の充実 : 保育士の連絡帳への記入、書き方のバラツキをなくしてほしいという声がある。 3. 一時預かり保育の充実 : 一時預かりについて、保育士の人員不足等を理由に、希望日に預かってもらえないことがある。 4. 病児保育の実施 : 御杖保育所での病児保育の受け入れ体制ができていない。 5. 入所要件について : 就労していない家庭のこどもも保育所に預けられるようにしてほしいという声がある。 6. 休所日について : 土日祝日の保育ニーズへの対応を考えてほしいという声がある。 7. 地域子育て支援事業の実施 : 他の市町村で実施されているような地域子育て支援事業の充実が必要であると思われる。
----	---

④母子保健・母子福祉事業（保健福祉課）について

魅力	1. 保育所との連携 : 対象児童について保育所と保護者との情報のやり取りを乳児健診等の機会を捉えて実施されている。 2. その他 : 不安を抱える保護者に対して、優しい言葉かけを実施されている。
課題	1. 発達支援の強化 : 発達に不安を抱えるこどもに対し、保護者が具体的な気になる点を健診時に生かせるようにし、早期支援を促進する必要があると思われる。 2. 子育て支援の充実と見守りの強化 : 地域全体での子育て支援と見守りを強化するための施策（例：ファミリー・サポート・センター事業（以前実施されていた一時預かりや子育てボランティア事業等）・オムツ定期便）を検討する必要があると思われる。

3. 現状・課題のまとめ

村の現状や各種アンケート等から、課題を整理します。

■住民アンケート調査より

- 母親の就労は全体の約9割前後を占める中で、育児休業取得率は男女差がある現状です。また、約半数の世帯は、日常的に祖父母等の支援に頼ることができるかと答える一方で、頼る人がいずれもないと答える世帯が一定数あります。その中で、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについては、「放課後一時預かり」が最も高くなっており、「土曜日」と「日曜日・祝日」及び「長期休暇中」の利用希望日については、就学前児童の世帯では、「土曜日」は半数の50.0%、「日曜日・祝日」は37.5%、「長期休暇中」は100%が利用を希望しています。小中学生児童の世帯では、「土曜日」は62.5%、「日曜日・祝日」は50.0%、「長期休暇中」は87.5%が利用を希望している状況です。「放課後一時預かり事業」は、おおむね満足している意見が多い一方で、「冬休みや春休み等の実施」、「長期休暇中の昼食」等を求める声もあるため、住民ニーズに合ったサービスをさらに充実させる必要があります。
- 子育ての不安や負担について、不安を感じている人の割合は、就学前児童の世帯では、46.1%、小中学生児童の世帯では58.4%となっています。現在の村の子育て環境や支援の満足度は、5点満点で、就学前児童の世帯では平均3.0点、小中学生児童の世帯では平均3.8点となっています。このような状況の下、村の子育て支援に期待することとして、就学前児童の世帯では、「公園など、子どもが安心して遊べる場所を増やしてほしい」が69.2%と最も高く、次いで、「子育てや教育にかかる費用負担を軽減してほしい」が61.5%、「延長保育などいろいろなニーズに合った保育サービスを充実してほしい」が53.3%となっています。また、小中学生児童の世帯では、「公園など、子どもが安心して遊べる場所を増やしてほしい」と「中学校卒業後の支援をしてほしい」が同率で75.0%と最も高く、次いで、「子育てや教育にかかる費用負担を軽減してほしい」が58.3%となっています。これらを踏まえ、「子育ての不安や負担の解消」、「子育て環境や支援への満足の向上」に取り組む必要があります。
- 自由記述の「評価できない・要改善点等」の主な意見は、7点で、「①放課後一時預かりの充実」、「②中学校卒業後の通学支援」、「③保育の充実（保育所の保育士人員不足）」、「④予防接種自己負担の軽減」、「⑤小児診療の充実」、「⑥遊び場、集える居場所作り」、「⑦子育て世帯に対する経済的支援」となっています。今後、住民ニーズに合った事業の展開を進めていく必要があります。

■子ども・子育て会議 委員意見より

■「課題」として主な意見は、8点で、「①放課後一時預かりの充実」、「②中学校卒業後の通学支援」、「③保育の充実（保育所の保育士人員不足）」、「④予防接種自己負担の軽減」、「⑤小児診療の充実」、「⑥遊び場、集える居場所作り」、「⑦居場所の集約」、「⑧防災対策（災害用備蓄品）」となっています。①～⑥は、住民アンケートとの内容とも重複しており、御杖村こども・子育て支援として、教育や保育、母子保健・母子福祉事業等を進めるにあたり、住民の声に耳に傾け、住民ニーズに合った必要な改善を行い、また新たな取組、事業の展開を進めていく必要があります。

第5章 第2期計画の総括

1. 幼児教育・保育

就学前児童への教育・保育事業については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供しています。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳児	保育の必要性に該当しない	地域型保育事業※
2号	3～5歳児	保育の必要性に該当	保育所
3号	0～2歳児		保育所・地域型保育事業

※「地域型保育事業」とは

定員がおおむね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は0～2歳児です。家庭的保育事業、小規模保育事業（A、B、C型）、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業区分があります。村内に幼稚園や認定こども園の施設がないため、1号認定を特例として、小規模保育事業で対応しています。

■ 1号認定

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	1	1	1	1	1
②実績値	0	1	1	4	2
②－①	-1	0	0	3	1

■ 2号認定

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	7	8	7	9	5
②実績値	8	10	10	11	8
②－①	1	2	3	2	3

■ 3号認定

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	①量の見込み（計画値）	3	1	1	2	3
	②実績値	2	0	1	3	1
	②－①	-1	-1	0	1	-2

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1歳児	①量の見込み（計画値）	4	5	5	4	5
	②実績値	1	5	0	2	3
	②－①	-3	0	-5	-2	-2

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2歳児	①量の見込み（計画値）	4	4	5	3	5
	②実績値	6	1	6	1	2
	②－①	2	-3	1	-2	-3

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

こどもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後学級等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

村では、保育サービス等に関する相談や情報提供等の利用者支援は、担当窓口で対応し、住民のニーズに応じています。

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（計画値）	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら、子育て支援を行う事業です。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	144	160	133	142	151
②実績値	99	63	59	97	97
②－①	-45	-97	-74	-45	-54

(3) 妊婦健康診査

妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	8	4	4	6	8
②実績値	1	6	3	4	4
②－①	-7	2	-1	-2	-4

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、保健師・助産師等が訪問し、地域で子育てを応援する事業です。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	6	3	3	5	6
②実績値	2	3	6	2	4
②－①	-4	0	3	-3	-2

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	91	76	81	86	76
②実績値	38	32	33	29	29
②－①	-53	-44	-48	-57	-47

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が、疾病・疲労等、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。

村では、村外の児童養護施設と委託契約をし、実施しています。

■ショートステイ

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	0	0	0	0	0
②実績値	0	0	0	0	0

■トワイライトステイ

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	0	0	0	0	0
②実績値	0	0	0	0	0

(7) 一時預かり事業

①認定こども園・幼稚園における在園児（3～5歳児）を対象とした一時預かり（預かり保育）事業です。

②上記以外の児童（0～5歳児）を対象とした、保育所等における一時預かり事業（理由を問わず、一時的にこどもを預けることができる事業）です。

村では、保育所（小規模保育事業）での一時預かりを実施しています。

①幼稚園型

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	0	0	0	0	0
②実績値	0	0	0	0	0

②幼稚園型を除く

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	11	9	10	11	9
②実績値	10	1	14	25	25
②－①	-1	-8	4	14	16

(8) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育所等の開所時間を超えて保育を行う事業です。

村では、御杖保育所（小規模保育事業）において、朝は7時30分～8時00分、夕は16時00分～18時30分で実施しています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	4	3	3	4	3
②実績値	7	7	10	12	12
②－①	3	4	7	8	9

(9) 病児・病後児保育事業

病中・病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内等で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	4	3	3	4	3
②実績値	0	0	0	0	0
②－①	-4	-3	-3	-4	-3

(10) ファミリー・サポート・センター事業

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業です。

■低学年

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	0	0	0	0	0
②実績値	0	0	0	0	0

■高学年

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	0	0	0	0	0
②実績値	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業

就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

村では、これに代えて放課後に公民館で指導員を配置して一時預かりを実施し、児童が安全に過ごせる場所を提供しています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（計画値）	0	0	0	0	0
②実績値	0	0	0	0	0

【参考】学校内の一時預かり

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	1,279	1,356	2,228	2,209	2,300

3. 第2期計画の施策の評価

続いて、第2期計画の施策を次のように整理しました。

目標1 安心してこどもを生み、育てられる環境づくり

1-1 妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援

■取組状況

- 妊婦訪問は、希望者がいなかったため実施はありませんでしたが、産婦については新生児訪問の際に全対象者に訪問指導を実施しました。
- 新生児または未熟児の発育発達、養育上の不安や悩みに対して、全対象家庭に訪問指導を行っています。
- 母子保健や育児に関する様々な問題や課題に、保健師が窓口となり、対象者一人ひとりに継続的な支援を行いました。

1-2 保護者が安心して子育ての相談や交流ができる環境づくり

■取組状況

- 子育て相談について、保育所内では連絡帳や口頭、子育て支援児はみつえっ子広場に参加している際や電話等を通して子育て相談に対応しています。
- 保育所内子育て支援室で、月1～2回みつえっ子広場を開催するほか、子育て講演会を年1回開催し、子育て情報の提供と、子育て相談に対応しました。

■課題

- 子育て相談の際に口頭や連絡帳で相談を聞き都度対応していますが、全体での相談票の記入ができておらず、相談内容の共有に課題が残ります。
- 養育支援訪問事業について、さらなる相談支援体制の充実を図る必要があります。
- みつえっ子広場等、子育て中の保護者の交流会への参加者増加に取り組む必要があります。

1-3 子育て世帯の経済的負担の軽減

■取組状況

- 妊婦健康診査事業や産婦健康診査事業、定期予防接種助成事業、インフルエンザ予防接種助成事業等は対象者全員に補助を実施しました。また、給食費助成事業として給食費の全額無償化を実施しました。
- 保育料について、3歳児以上は全国的に無償化となっていますが、0～2歳児について、要件なく村が全額負担しています。

■課題

- 保育料について、要件なく、村が全額負担としていますが、保育所で使う用品については自己負担となっています。

目標2 豊かなこどもを育む教育・保育の環境づくり

2-1 教育・保育サービスの充実と質の向上

■取組状況

- 保育所において、就学前児童の一時預かりを実施しました。
- 障がいのある児童生徒に対応する特別支援学級の教師を配置しています。
- 令和3年度からは、保育所での英会話教室の開講も行っており、現在、村の会計年度任用職員2名の講師と地域おこし協力隊による1名の講師、合計3名で事業運営に努めています。

■課題

- 病児保育について、現在、村外の施設でしか利用ができない状況であり、村内施設での整備を進めることが求められます。

2-2 児童の健全育成の推進

■取組状況

- こんにちは赤ちゃん訪問時に対象者全員に絵本の配布を行っています。
- 人権学習グランドデザインを作成し、学校教育における中心柱として人権学習の充実を図っています。
- 乳幼児を対象に子育てについて、保育所で年1回、保護者自由参観で子育て講演会を行っています。

■課題

- 保育所で週に1度、絵本を貸し出していましたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から実施できていない状況です。
- 子育て講演会は保護者が自由参加なので、保護者の就労状況を踏まえ、参加しやすいよう改善が必要です。

2-3 こどもの安全の確保

■取組状況

- 要保護児童の適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を運営しています。
- 子ども短期支援事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）については、飛鳥学院・名張養護学園に委託している状況です。
- 県のスクールカウンセラー^(※)の派遣（年13回）や心と生活に関するアンケートを実施するほか、小学5～6年生と中学生に対し、WRAP^(※)を用いた教育を行っています。

■課題

- 心理士や精神保健福祉士等、専門職のニーズが高まっており、人材確保が課題となっています。
- 子ども110番の家の名簿の更新が必要です。

目標3 地域の力でこども・子育てを支える環境づくり

3-1 世代間交流の推進

■取組状況

- 保育園児が地域住民の方と菜園活動や散歩時等で交流を行うほか、小中学生が授業で保育所へ年に数回来所する等の交流活動を実施しました。
- 新型コロナウイルス感染症により、流行当初、保育園児・小学校児童・中学校生徒が、運動会やその他の行事等を通じた地域との交流機会が減少しましたが、学校や保育所の工夫により、本村のこどもたちがお互いに関わり合って育ち合う機会の確保に努めました。

■課題

- 今後、新たな感染症の流行等の際に、速やかに対応できるかが課題となっています。新たな感染症等が発生した際にも、流行当初から交流機会を減らさないよう工夫・想定が必要です。

3-2 地域住民の主体的な子育て支援活動や交流を促進

■取組状況

- 民生児童委員と連携し、保育所・小学校・中学校に年1回訪問し、見守りが必要なこども・家庭の把握と支援を行いました。
- 学習支援事業（スカイ）（県社協から村社協へ受託）では月2回1時間程度、保健センターにて対象者へ無料で学習支援を行っており、近年では高校受験に向けての学習支援、日々の宿題支援、夏休みと冬休みにはサロンを開催しています。
- 小・中学校において、地域とともにつながる取組である「ふるさと学習」と「WAKUWAKUタイム」を通して、地域の学校ボランティアの協力により、地域と学校の協働活動を実施しています。

■課題

- こどもの学習支援について、学習支援員の人材確保が課題です。

4. 計画策定に向けた視点

次の視点に留意して、施策を展開します。

(1) “こどもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進

乳幼児期の育ち方はそのこどもの一生の育ちに強く影響すると言われています。そのため、保育所・認定こども園等の教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において、こどもの最善の利益が尊重される量と質の確保とサービスの提供に努めます。また、学童期・思春期においても健やかな育ちが約束される環境づくりのため、小・中学校や学童保育所等の量と質の確保と施設や教育内容の充実を図っていきます。

(2) 近隣市町や県との連携

子ども・子育て支援事業計画の実施に当たって、村域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施等について、関係市町村と調整を行い、教育・保育サービスの確保を図ります。

(3) 住民の意見の反映

子ども・子育て支援事業計画の作成と実施に当たって、子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くほか、子ども・子育て支援に関わる関係者で構成する子ども・子育て会議において必要な調整及び審議を行いました。また、村民の子ども・子育てに関するアンケート調査を実施するなど、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めました。

(4) 育児に課題を抱える保護者への支援と相談体制の充実

育児に不安を抱えながらも周囲からのサポートが得られなかったり、育児ストレスのためこんだりするなど、支援が必要な親や家庭を、みつえっ子広場参加時や幼児健診、電話、場合によっては対面での機会を捉えるなど、関係機関・団体との情報共有を図ることで適切な支援を行います。

(5) 障がいのあるこどもに対する支援の充実

障がいのあるこどもに対して、就学前においては教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小・中学校から高等学校へとライフステージごとにつながるのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。村では、圏域での児童発達支援センターの設置・確保を目指しており、今後も児童への多様な支援体制の整備に努めます。

(6) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

御杖村老人福祉センター内のこども家庭センターにおいて、村内に住所を有するすべての妊産婦・子育て世帯・こどもを対象に、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実し、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・思春期へと切れ目のない支援を行います。

(7) 子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランス^(※)の推進

こどもが安心して育まれるとともに、こども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女ともに保護者がしっかりとこどもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、こどもの育ちと子育てを、行政や村全体で支援していくことが必要です。男女ともにゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズに対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。

(8) 安心・安全な子育て環境の充実

こどもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民や関係団体と連携し、通学路や生活道路における見守り体制の強化を図るとともに、歩道やガードレール等の整備や児童生徒に対する交通安全教育を推進します。

(9) こどもの貧困対策と家庭の経済的支援の維持・継続

こどもの貧困対策とは、生まれ育った環境によりこどもの将来が左右されない社会の実現を目指して、教育・生活・就労・相談・経済的支援やこどもの居場所づくり等に取り組むことです。

こどもの健やかな成長のために、障がいのあるこどもや社会的養護が必要なこども、貧困状態にあるこども、夜間の保育が必要なこども等、特別な支援が必要なこどもが円滑に教育・保育等を利用できるようにするために必要な配慮を行うことが必要です。

村では、子育て家庭への様々な経済的負担の軽減を図るため、関係機関・団体と子育て家庭に関する情報を共有しながら支援をしていきます。

(10) 外国につながるこども^(※)・子育て家庭への支援・配慮

国際化の進展に伴う帰国子女や外国人のこども等、外国につながるこども・子育て家庭の増加が見込まれることを踏まえて、該当する子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう適切な支援を推進していきます。

第6章 基本理念と施策体系

1. 基本理念

◆本計画の基本理念◆

すべてのこどもの幸せのために、
すべてのこどもが健やかで心豊かに暮らせるむらの実現

現行の子ども・子育て支援事業計画においては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されることの重要性和、こどもの成長と保護者の子育てを地域全体の力で支えることの重要性を強調する観点から「子どもを中心に保護者が安心して子育てができ、地域の力で子ども・子育てを支える環境をつくる」を基本理念に掲げ、村をあげて子ども・子育てを支援する体制を図ってきました。

村では、総人口の半数を超える老年人口の割合の進行や、近年は1桁台で推移する出生数に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は年々厳しくなっており、子育て家庭の不安や負担が増加していることが問題となっています。また、村では女性の就労率もかなり高まっていることから、子育て支援施策のさらなる充実のもとより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していくことが求められます。

村の総合計画においては、『『みつつの杖』でつくる縁結びのふるさと～倭姫に会える癒しと交わりの村～』を将来像に据え、その中の3つの基本目標の1つ「“育成の杖”で“ひと”の縁を育む」で、施策分野の1つとして「子育てにやさしいむらづくり」を掲げ、次代を担うこどもたちがお互い育ち、育てられる人間関係の中で健やかに成長できる村づくりを目指しています。

これらを踏まえ、こども自身と子育て当事者の声にきめ細やかに対応し、地域の力でこどもと子育て家庭を支えるという現行計画のコンセプトと、次世代育成支援としてこれまで進めてきた取組を引き継ぎます。また、子ども・子育て支援法及び基本指針に基づき、次代を担うこどもたちの最善の利益を保障しながら、心も身体も健やかに成長できる社会の実現を図るために、本計画においては、基本理念を「すべてのこどもの幸せのために、すべてのこどもが健やかで心豊かに暮らせるむらの実現」として、村をあげて子ども・子育てを支援していきます。

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

次代を担う子どもたちを村全体で育成するために、子ども同士、保護者同士だけでなく、世代間交流、各種団体等との交流・対話や地域との連携を進めながら、安心して子育てができる村づくりを目指します。

基本目標1 安心して子どもを生み、育てられる環境づくり

- 窓口において、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築する。
- 保健師や栄養士による相談支援体制の充実や、健診の実施時に相談対応を行うことで、家庭における子どもの健全育成と教育力の向上に取り組みます。
- 子育て家庭への様々な経済的負担の軽減を図ります。
- 住民の多様なニーズに応じて、あらゆる子どもへの支援の提供に努めます。

【施策】

- 1－1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- 1－2 保護者が安心して子育ての相談や交流ができる環境づくり
- 1－3 子育て世帯の経済的負担の軽減
- 1－4 多様なニーズに応える環境整備

基本目標2 豊かなこどもを育む教育・保育の環境づくり

- 子育て家庭のニーズに応じた様々な子育て支援サービスや親子交流事業、育児相談等の充実を図ります。
- 親子ともに正しい健康習慣の定着に向けて、様々な場面でこどもの健やかな成長を育む環境づくりに努めます。
- 防災や防犯の観点から、緊急時・災害時における体制整備と見守りによる防犯活動の取組を進めます。

【施策】

- 2-1 教育・保育サービスの充実と質の向上
- 2-2 児童の健全育成の推進
- 2-3 こどもの安全の確保

基本目標3 地域の力でこども・子育てを支える環境づくり

- 様々な体験や世代間交流等を通じて、豊かな人間性の育成に努めます。
- 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、関係機関・関係団体との連携を強化します。

【施策】

- 3-1 世代間交流の推進
- 3-2 地域住民の主体的な子育て支援活動や交流を促進

3. 施策の体系

◆本計画の施策体系◆

基本理念

すべてのこどもの幸せのために、
すべてのこどもが健やかで心豊かに暮らせる
むらの実現

基本目標	施策・事業
基本目標1 安心してこどもを生み、 育てられる環境づくり	1-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ 目ない保健・医療の確保 1-2 保護者が安心して子育ての相談や交流がで きる環境づくり 1-3 子育て世帯の経済的負担の軽減 1-4 多様なニーズに応える環境整備
基本目標2 豊かなこどもを育む 教育・保育の環境づくり	2-1 教育・保育サービスの充実と質の向上 2-2 児童の健全育成の推進 2-3 こどもの安全の確保
基本目標3 地域の力でこども・子育てを 支える環境づくり	3-1 世代間交流の推進 3-2 地域住民の主体的な子育て支援活動や交流 を促進

第7章 施策の展開

基本目標1 安心してこどもを生み、育てられる環境づくり

1-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

【取組の方向】

○妊娠期からの切れ目のない支援により、母子保健の充実を図ります。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
妊産婦訪問指導事業	妊婦、産婦宅を訪問し、助産師とともに悩みや不安等の相談に応じます。	保健福祉課
妊婦相談事業	母子手帳発行の際やそれ以外の時にも必要に応じて、妊娠の悩み、不安等の相談に応じます。	保健福祉課
新生児・未熟児訪問指導事業	助産師とともに訪問し、新生児または未熟児の発育発達、養育上の不安や悩みに対する保健指導等を全対象家庭に実施します。	保健福祉課
乳房ケア事業	助産師による、産婦及び新生児に対する授乳指導（乳房マッサージを含む）を行います。	保健福祉課
こども家庭センターの充実	保健師が窓口となり、母子保健や育児に関する様々な問題や課題に円滑に対応し、対象者一人ひとりへの継続的な支援により、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行います。	保健福祉課

1-2 保護者が安心して子育ての相談や交流ができる環境づくり

【取組の方向】

- 乳幼児健診や日々の通園・みつえっ子広場参加機会を捉えて、子育て相談に対応するほか、こどもの発達に関する相談に関して、踏み込んだ支援や発達支援のフローを明確化します。
- 地域子育て支援拠点を中心に保護者の相談支援体制を維持します。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
子育て相談事業	保健センター・保育所・小学校・中学校に子育て相談票を設置するほか、みつえっ子広場参加時や電話、場合によっては対面での機会を通じて子育て相談に対応します。	保健福祉課 保育所 教育委員会
離乳食幼児食教室・栄養相談事業	離乳食幼児食の調理実習や栄養相談を実施します。	保健福祉課
乳幼児健康相談事業	乳幼児健診の際に全対象者へ向けて、こどもの発育発達、栄養等、健康や育児について、保健師や栄養士が相談に応じます。	保健福祉課
養育支援訪問事業	支援が必要な家庭を対象に専門職等による訪問で、育児相談・指導等の支援を行います。	保健福祉課
療育相談の充実	こどもの発達に関する相談や、関係機関との連絡、調整を行い、発達が気になるこどもや保護者への支援を行います。 また、心理士による遊びと学びの教室を行います。	保健福祉課
地域子育て支援拠点事業	保育所内の子育て支援室と園庭を未就園児と保護者に開放し（みつえっ子広場）、交流を促進します。 子育て講座や子育て情報の提供を行うほか、子育て相談にも応じます。	保育所
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、支援が必要な家庭を訪問し、家庭が抱えて不安や悩みを傾聴し、家事・育児の支援を行います。	保健福祉課

1-3 子育て世帯の経済的負担の軽減

【取組の方向】

○子育て家庭への様々な経済的負担の軽減を図るため、各種手当・助成の要件の緩和を広く周知し、村独自の取組を継続実施します。

○ひとり親家庭に対して、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進します。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
乳幼児健康診査事業	0歳児健診～3歳児健診までの費用を助成します。	保健福祉課
こども支援医療費助成事業	18歳以下のこどもにかかる医療費の自己負担金を全額助成します。	住民生活課
未熟児養育医療	養育のため、入院を必要とする未熟児に対し、医療費の助成を行います。	保健福祉課
不妊治療支援	令和7年度から助成事業を開始し、不妊治療に対し、必要な支援を進めていきます。	保健福祉課
妊娠判定補助事業	村民税非課税世帯を対象に、妊娠判定に要する費用を補助します。	保健福祉課
妊婦健康診査事業	1回の妊娠期を通して、14回の健診費用を補助します。	保健福祉課
産婦健康診査事業	産婦に対する健康診査に係る費用を助成します。	保健福祉課
定期予防接種助成事業	生後2カ月から定期予防接種の自己負担金を全額助成します。	保健福祉課
インフルエンザ予防接種助成事業	自己負担金を一部助成します。	保健福祉課
給食費助成事業	保育所、小・中学校給食費を全額助成します。	保育所 教育委員会
日本スポーツ振興センター災害共済加入事業	園児・児童・生徒の災害共済掛け金について、村が全額負担することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	保育所 教育委員会

取組	取組内容	担当課
要保護・準要保護児童生徒援助事業	経済的理由により、就学が困難と認められる児童または生徒の保護者に対し、必要な援助をします。	教育委員会
御杖村大学入学資金貸付事業	経済的な理由により就学が困難な者に資金を貸し付けます。	教育委員会
保育料の無償化	0歳から2歳児世帯を対象に要件なく保育料を村が全額負担します。	保育所
児童手当の支給	国の制度に基づき、児童を養育している方に支給されます。令和6年度より大幅な制度の見直しが行われています。主な変更点は、所得制限の撤廃、高校生年代まで延長、多子加算（第3子以降3万円）等となっています。引き続き国の制度に沿って実施していきます。	保健福祉課
児童扶養手当の支給	国の制度に基づき、父母の離婚等により、父親または母親と生計を同じくしていない児童（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）について、養育者に対して支給されます。引き続き国の制度に沿って実施していきます。	保健福祉課 （県事業）
特別児童扶養手当の支給	法令に基づき、20歳未満で中程度以上の障がいのある児童を養育している保護者に対し、手当を支給します。 （支給要件や所得制限があります）	保健福祉課 （県事業）
母子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭と寡婦の自立を支援するため、事業開始資金・就学資金等、様々な貸付の相談・手続きを行います。	保健福祉課 （県事業）
交通遺児等援護会激励金	交通事故や自然災害で父または母を亡くした18歳未満の児童の養育者に激励金支給の相談・手続きを行います。	保健福祉課 （県社協事業）

取組	取組内容	担当課
心身障害者医療費助成制度	身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2を所持する人を対象に医療費を助成します。 精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する人、また、精神通院についても医療費を助成します。 18歳以下のこどもについては保険医療費の現物給付方式に変更になりました。	住民生活課 保健福祉課
自立支援医療費助成制度	将来、障がいを残すと認められる疾患のある18歳未満の児童に対して、当該治療にかかる医療費を助成します。	保健福祉課
ひとり親家庭等医療費助成制度	配偶者のいない父・母等で、18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人と児童を対象に医療費を助成します。 18歳以下のこどもについては保険医療費の現物給付方式に変更になりました。	住民生活課
漢字検定料・英語検定料助成事業	小中学生の漢字検定、中学生の英語検定の検定料金を助成します。	教育委員会
修学旅行費助成事業	小・中学校の修学旅行費を全額助成します。	教育委員会

1-4 多様なニーズに応える環境整備

【取組の方向】

○個々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、地域における多様な子ども・子育て支援の質的改善を図ることに努めます。

○県と連携し、外国につながる子ども・子育て家庭を支援につなぎます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
育児休業等に関する情報提供	広報や様々な機会を利用し、育児休業や介護休業に関する情報の提供に努めます。	保健福祉課
外国人生活相談への対応充実	奈良県内に在住する外国人の子どもとその保護者が、地域社会での生活に支障をきたさないよう、外国人支援センターに設置している「奈良県外国人総合相談窓口」につなぎ、様々な相談ニーズに応えます。	保健福祉課

基本目標2 豊かなこどもを育む教育・保育の環境づくり

2-1 教育・保育サービスの充実と質の向上

【取組の方向】

- 保護者の利用しやすい条件での事業展開が必要であり、今後も継続して保育体制がとれるよう保育者の充実を図ります。
- 「児童発達支援センター」について、村単独での設置は困難であり、圏域での設置・確保を目指します。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
小規模保育事業	条件等を満たした児童について、0歳児（おおむね10カ月）より保育を実施します。開所時間は7時30分から18時30分までとします。	保育所
一時預かり保育事業	保育所において、就学前児童の一時預かりを実施します。	保育所
スクールバス事業	置き去り防止装置を搭載したスクールバスにて、3歳児クラス以上の保育園児、小・中学校に通う児童生徒の通園通学手段を確保します。	保育所 教育委員会
特別支援教育支援学級実施事業	障がいのある児童に対して、特別支援学級で支援します。	教育委員会
障がいのある児童の保育・就学前教育の充実	障がいの特性や発達段階に応じた対応ができるように、保育・教育内容の充実を図ります。	保育所 教育委員会
障がいのあるこどもへの対応の充実	児童発達支援センターを設置し、障害児福祉計画との整合・連携を図り、障がいのあるこどもへの対応の充実を図ります。	保健福祉課
放課後児童一時預かり事業	全児童が安全に過ごせる場として、保護者の就労に関係なく、放課後に小学校児童の一時預かりを実施します。	教育委員会

取組	取組内容	担当課
長期休暇中の一時預かり事業	全児童が安全に過ごせる場として、午前8時から夕方6時30分まで長期休暇中の一時預かりを実施します。	教育委員会
病児・病後児保育利用料の助成	村外の施設での病児保育の利用が可能であるため、病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者が負担する利用料について助成を行います。	保健福祉課
グローバル人材育成塾の運営	世界的な競争と共生が進む現代社会において、国際社会で活躍する人材の育成及び郷土愛の醸成と学力向上を図るため、保育所と小・中学校を対象に、英語・英会話教育を実施します。	むらづくり振興課
保育所英会話教室事業	幼児期からの英語教育の推進を図るため、年長児（5歳児）と年中児（4歳児）を対象に、保育所内で、ECCジュニア英語を実施します。	保健福祉課

2-2 児童の健全育成の推進

【取組の方向】

○児童の健全育成のため、こんにちは赤ちゃん訪問や離乳食・幼児食教室、保育所の自由参観時の機会を捉えて保護者への啓発・周知を図る中で、健康づくり・食育をはじめとして子育てに役立つ啓発活動を進めます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
ブックスタート事業	こんにちは赤ちゃん訪問時に絵本をプレゼントし、絵本を通したふれあいの楽しさを伝えます。	保健福祉課
絵本の貸し出し事業	保育所で週に1度、絵本を貸し出します。	保育所
歯磨き教室の実施	保育所で年に1回、歯磨き教室を行い、その際は保護者自由参観と合わせた保護者及び子育て支援児も含め実施します。	保健福祉課 保育所
食育の推進	乳幼児健診や離乳食・幼児食教室を通じて、幼少期からの食の大切さを保護者の方へ伝えます。 学校給食に新鮮で安心な地元産食材の活用を図るとともに、適切な食習慣を実践できる力を養います。また、給食試食会を実施し、保護者とともに食育について考える機会をつくります。	保健福祉課 保育所
家庭教育学級の実施	乳幼児・児童生徒と保護者を対象に家庭での教育の重要性を学びます。	教育委員会
子ども人権学習支援事業	人権学習グランドデザインを作成し、学校において人権に関する学習を行います。	教育委員会 (小・中学校)
思春期保健教室の実施	中学2年生と3年生を対象に妊娠・出産を中心とした性と生に関する健康教育を実施し、命の大切さについて学びます。	保健福祉課
職場体験実習の実施	中学2年生を対象に村内事業所における職場体験実習を通じて地域にある仕事への理解を深めます。	教育委員会 (小・中学校)

取組	取組内容	担当課
子育て講演会の実施	乳幼児世帯を対象に子育てについて、保護者自由参観を通して、年1回保育所で子育て講演会を行います。	保育所
豊かな人間性を育む教育の推進	学校や学級の人間関係や環境を整え、いじめの防止や安全の確保等にも留意するとともに、不登校児童生徒の個々の状況に応じた必要な支援を行うように努めます。	教育委員会 (小・中学校)

2-3 こどもの安全の確保

【取組の方向】

○支援が必要な家庭を見逃さず指導・援助を行うとともに、防災や防犯の観点から緊急時における体制整備と見守りによる防犯活動の取組を進めます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の開催	要保護児童の適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会にて関係機関との情報交換及び支援に関する協議を行います。	保健福祉課
育児支援訪問事業	支援が必要な家庭（虐待の疑いのある家庭や未熟児のいる家庭、ハイリスク妊婦がいる家庭等）を訪問し、育児指導や栄養指導等の援助を行います。	保健福祉課
児童虐待防止啓発事業	児童虐待の防止や早期発見を促すための啓発活動を行います。	保健福祉課
交通安全・誘拐防止教室の実施	保育所で年に1回ずつ交通安全・誘拐防止教室を行います。 小・中学校で交通安全教室、中学校では防犯教室を行い、事故や犯罪から子どもを守る取組を行います。	保育所 教育委員会 (小・中学校)
子ども110番の家設置	「子ども110番の家」を設置し、子どもを犯罪から守ります。	教育委員会
子ども短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等により一時的に児童の養育が困難になった場合、委託先の児童養護施設に入所できます。 (7日以内)	保健福祉課
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	平日の夜間または休日に保護者が不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設に入所できます。	保健福祉課
児童生徒のSOSの出し方に対する支援	困難やストレスに直面した児童・生徒が周囲の大人に助けの声をあげられるSOSの出し方に関する教育を進めていきます。	保健福祉課 教育委員会 (小・中学校)

基本目標３ 地域の力でこども・子育てを支える環境づくり

３－１ 世代間交流の推進

【取組の方向】

○様々な体験や地域住民・保小中の世代間交流等を通じて、豊かな人間性の育成に努めます。

○保小中の交流機会を設けることで、こどもたちの年齢や発達の程度に応じて、多様な体験ができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場の創出に努めます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
地域住民の方との交流	保育園児及び入所前の児童・保護者が菜園活動や散歩や敬老訪問等を通じて地域住民の方と交流できる機会をつくりま す。	保育所
介護予防事業における交流	社会福祉協議会主導で元気にしとる会や囲碁将棋交流会等において、幼児・児童が交流できる機会をつくりま す。	保健福祉課
保育所・小学校・中学校の交流	保育園児・小学校児童・中学校生徒が、運動会やその他の行事等を通して交流し、御杖村のこどもたちがお互いに関わり合 って育ち合う機会をつくりま す。	保育所 教育委員会 (小・中学校)

3-2 地域住民の主体的な子育て支援活動や交流を促進

【取組の方向】

○民生児童委員や地域ボランティアの協力を仰ぎながら、こどもの見守り活動及びこどもの居場所づくりを実施することで地域ぐるみで子育て支援環境を整備し、地域活動を促します。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4カ月児及び就学前までの転入されたこどもの家庭に担当地域の民生児童委員と職員で訪問し、子育て情報を提供します。	保健福祉課
民生児童委員との連携	民生児童委員が学校訪問や地域の見守り活動を行います。	保健福祉課
青少年健全育成協議会の開催	長期休暇中の巡回指導、夏祭り等の巡回を通して、青少年を非行等から守り、健全な育成を目指します。	教育委員会
学校地域パートナーシップ事業	学校支援コーディネーター ^(※) を配置し、地域の学校支援ボランティアによる御杖村の歴史・文化や自然・環境等の学習指導を行うことで、協働活動を実施します。	教育委員会
こどもの学習支援事業	社会福祉協議会を主導とした学習支援事業（スカイ）により、身近な地域における学習支援を通して居場所づくりを行い、こどもの学力向上、こどもやその家庭が抱える問題解決を行い、課題の連鎖を防止します。	保健福祉課 (県事業)

第8章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域

本計画における教育・保育の提供区域については、村全域を一つとして取組を進めていきます。村特有の実情や地域の特性を勘案し、創意工夫を生かして支援を実施するとともに、子育てについての要望に対応できる体制を確立します。

2. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域

就学前児童への教育・保育事業については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳児	保育の必要性に該当しない	地域型保育事業
2号	3～5歳児	保育の必要性に該当	保育所
3号	0～2歳児		保育所・地域型保育事業

（1）1号認定（3～5歳児／幼稚園・認定こども園の幼稚園機能を利用）

現在、村内に幼稚園や認定こども園の施設がないため、1号認定区分を受けた者も「小規模認可保育所における対象年齢の拡大に係る特例措置」により、地域型保育事業の小規模保育事業A型で対応します。

引き続き、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう量と質の確保に取り組めます。

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 （推計値）	1	2	1	1	1
確保方策	1	2	1	1	1

(2) 2号認定(3～5歳児／保育所・認定こども園を利用)

現在、村内には保育所(小規模保育事業)が1か所あります。村には、幼児期の教育・保育施設は地域型保育事業の小規模保育事業の1施設しかいないため、2号認定区分を受けた者も「小規模認可保育所における対象年齢の拡大に係る特例措置」により、地域型保育事業の小規模保育事業A型で対応します。

こどもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 (推計値)	9	9	8	9	9
確保方策	9	9	9	9	9

(3) 3号認定(0～2歳児／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用)

現在、村内には保育所(小規模保育事業)が1か所あります。こどもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

3号認定(0歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 (推計値)	2	2	2	2	1
確保方策	2	2	2	2	2

(人)

3号認定(1歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 (推計値)	2	3	3	3	3
確保方策	2	3	3	3	3

(人)

3号認定(2歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 (推計値)	5	2	4	4	4
確保方策	5	3	4	4	4

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の各事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
《新設》	(14) 子育て世帯訪問支援事業
	(15) 児童育成支援拠点事業
	(16) 親子関係形成支援事業
	(17) 妊婦等包括相談支援事業
	(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	(19) 産後ケア事業

(1) 利用者支援事業

こどもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

村では、利用者支援事業の実施予定はありませんが、これに代えて、窓口でこども・子育てに関する総合受付を行っており、母子手帳交付時の面談にて子育て支援の情報を伝えることで、必要な事業の利用につなげていきます。

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。国が定める開設日数等の実施形態を満たす必要があります。

村では、御杖保育所内に設けた保育所内の子育て支援室と園庭を、未就園児と保護者にみつえっ子広場を開放し、交流を促進します。年に1回、子育て講演会を開催し、子育て情報の提供と、子育て相談に対応していきます。

(人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	80	80	80	87	80
確保方策	80	80	80	80	80

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象人数(人)	3	3	3	3	3
	健診回数(回)	42	42	42	42	42

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。すべての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	4	4	4	3
確保方策	4	4	4	4	3

(5) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

村では、対象者に対して、訪問にて育児相談等の支援を行っていきます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭等、育児疲れ等で一時的にこどもの養育が困難となった場合、児童福祉施設（幼児院等）でこどもを預かる事業です。

また、トワイライトステイとは、保護者が仕事等により平日の夜間または休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、夕食、入浴の世話等を行う事業です。

村では、村外の飛鳥学院・名張養護学園と委託契約をして実施しており、当該事業を必要とされる方に対して提供できるよう、広域連携により確保に努めます。

(人日)

ショートステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	1	1	1	1	1

(人日)

トワイライトステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	1	1	1	1	1

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う組織です。お互いに助けたり助けられたりしながら子育てを支援するための会員間の橋渡しを、ファミリー・サポート・センターが担う事業です。

村では、計画期間における量の見込みがないため、現段階では事業の実施予定はありませんが、住民ニーズに応じて地域での育児援助体制に対応していきます。

(人日)

低学年（小1～小3）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(人日)

高学年（小4～小6）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

国の定めにより、①幼稚園型と、②幼稚園型を除く区分で、量の見込みと確保方策を検討しています。子育て家庭の一時預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

①幼稚園型

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

村には幼稚園はなく、計画期間における量の見込みがないため、現段階では事業の実施予定はありません。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

②幼稚園型を除く

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育等を行う事業です。

村では、保育所（小規模保育事業）において、就学前児童の一時預かりを実施しており、十分な保育体制がとれるよう保育士を充実し、サービスの提供に努めます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13	13	13	14	13
確保方策	96	96	96	96	96

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。

共働き家庭・ひとり親家庭等の保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9	9	9	10	9
確保方策	10	10	10	10	10

(10) 病児・病後児保育事業

こどもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、専用スペースで保育を行う事業です。

村では、村外の施設での病児保育の利用が可能であり、被保護世帯に対する利用料の助成を実施しています。村外の病後児保育であることに加え、医師の診察を受けてからの利用となるため、保護者の利用しやすい条件での事業展開に努める必要があります。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	3	3	3	3	3

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後にこどもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供する事業です。

村では、放課後児童健全育成事業の実施はなく、これに代わる事業として、放課後に公民館等で指導員を配置して一時預かりを実施し、児童が安全に過ごせる場所を提供しています。

今後も共働き世帯やひとり親家庭の保育ニーズの高まりを受け止め、こどもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、当該事業の量と質の確保及び内容の充実に努めていきます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

《参考》

(人日)

村単独一時預かり	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,071	2,310	2,071	2,150	2,310
確保方策	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事へ参加する費用等を助成する事業です。

村では、実費徴収に係る補足給付事を行う事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて助成内容等を検討し、実施に向けて調整を図ります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

村では、多様な主体の参入を促進する事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦、支援を要するヤングケアラー^(※)等を対象として世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。具体的な援助の例として、調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等が挙げられます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	24	24	24	24	24

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。具体的な例として、居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整等が挙げられます。

村では、児童育成支援拠点事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。具体的な例として、講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等が挙げられます。

村では、親子関係形成支援事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	12	12	12	9
確保方策	12	12	12	12	9

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等の施設において、乳幼児であって満3歳未満（保育所に入所している乳幼児は除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(人日)

(0歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	40	40	40	40	30
確保方策	40	40	40	40	30

(人日)

(1歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	40	40	40	40
確保方策	20	40	40	40	40

(人日)

(2歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	20	40	40	40
確保方策	60	20	40	40	40

※当該事業は、令和8年度以降に新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる予定。

(19) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	4	4	4	3
確保方策	4	4	4	4	3

第9章 資料編

1. 御杖村子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、御杖村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、子どもが健やかに成長することができる環境の整備に関する事項の調査及び審議

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 各種団体の関係者
- (5) その他村長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 子ども・子育て会議委員名簿

【令和6年4月1日～令和8年3月31日】

(敬称略・順不同)

	所属	職名	氏名	備考
1	民生児童委員	主任児童委員	鈴木 説子	副会長
2	民生児童委員	主任児童委員	田中 泰代	会長
3	御杖村議会	議員	福田 麻衣子	
4	保育所保護者会	会長	大塚 亮介	
5	小学校PTA	会長	山本 直哉	
6	中学校PTA	会長	山本 直哉	
7	御杖小学校	校長	巽 憲文	
8	御杖中学校	校長	巽 憲文	
9	教育委員会	職務代理者	菊山 恵子	
10	教育委員会事務局	次長	古谷 依子	
11	むらづくり振興課	課長	片岡 保昌	
12	御杖村国民健康保険診療所	医師	竹田 啓	
13	御杖保育所	園長	森田 多美子	
14	御杖保育所	主任保育士	坂井 由香理	
15	保健福祉課	保健師	古谷 静香	
16	保健福祉課	保健師	北見 明日未	

3. 用語の解説

【ア行】

■隘路（あいろう）

狭くて通行の困難な道。または、物事を進める上で妨げや支障となるもの。

■インクルージョン

すべての人のニーズを包括し、一体的に支援を行う体制。

【カ行】

■外国につながるこども

国籍を問わず、文化的・言語的に多様な背景を持つこどもたちのこと。親は外国籍であるが日本国籍を有するこどもや、自身が外国籍であるが国籍の国よりも日本での生活が長いこども等を含む。

■核家族

世帯構造のひとつ。核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦とその未婚の子のみの世帯、ひとり親とその未婚の子のみの世帯を指す。

■学校支援コーディネーター

学校と家庭や地域等との連携及び協働の取組を推進するため、学校の運営に必要な支援に関するコーディネートを行う者のこと。

■こども基本法

すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもに関する取組を社会全体で推進していくための基本法として、令和5年4月に施行された法律。

■子ども・子育て関連3法

平成24(2012)年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を子ども・子育て関連3法と言う。

■コーホート変化率法

1歳以上は、特殊な人口変動がないと仮定し、その「変化率（過去5年の平均値）」を求め、それを乗ずることによって将来人口を求める。また、0歳は、出産該当年齢の女性とその年に生まれたこどもの割合（女性こども比）を求め、それを乗ずることによって将来の出生人口を求める。過去や将来に特殊な人口変動要因がない場合の比較的近い将来の人口推計等に使用する。

【サ行】

■スクールカウンセラー

いじめや不登校等の対策として、こども、保護者、教師の相談にのるために、学校に配置されている臨床心理士等の専門家のこと。

【ヤ行】

■ヤングケアラー

家族の介護・看病・世話等について、大人と同程度の負担で、長期間、日常的に行っているこどものこと。

【ラ行】

■ライフステージ

人の一生における年齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職、他）等によって区分される。

■WRAP（ラップ）

日本語では「元気回復行動プラン」と呼ばれている。精神的な困難を抱えた人たちが自分らしくあり続けるための知恵や工夫を蓄積して作られた、自分で作る自分のためのリカバリープランのこと。

【ワ行】

■ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。この実現のため、フレックスタイム、育児・介護のための時短・休暇、在宅勤務、テレワーク等が導入されている。

4. 計画策定の経緯

年	月日	実施内容
令和5(2023)年	11月～12月	子育て支援に関するアンケート調査 (対象：就学前児童の世帯・小学生児童の世帯)
令和6(2024)年	6月4日	令和6年度第1回御杖村子ども・子育て会議 ・スケジュール ・こども・子育てをとりまく状況 ・計画策定のためのニーズ調査結果報告
	10月2日	令和6年度第2回御杖村子ども・子育て会議 ・スケジュール ・御杖村子ども子育て支援事業計画 骨子案
	12月10日～12月24日	パブリックコメントの実施
令和7(2025)年	2月5日	令和6年度第3回御杖村子ども・子育て会議 ・御杖村子ども子育て支援事業計画 最終案

第3期御杖村子ども・子育て支援事業計画

発 行：御杖村

編 集：御杖村保健福祉課

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村菅野 1581 番地（保健・福祉・医療総合センター）

T E L 0745-95-2828 F A X 0745-95-6011

発行年月：令和7年3月



子ども・子育て
支援事業計画